通則

- 1 手術の費用は、第1節若しくは第2節の各区分に掲げる所定点数のみにより、又は第1節に掲げる所定点数及び第2節の各区分に掲げる所定点数を合算した点数により算定する。この場合において、手術に伴って行った処置(区分番号J122からJ129-4までに掲げるものを除く。)及び診断穿刺・検体採取並びに手術に当たって通常使用される保険医療材料の費用は、第1節の各区分の所定点数に含まれるものとする。
- 2 手術に当たって、第3節に掲げる医療機器等、薬剤(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。) 又は別に厚生労働大臣が定める保険医療材料(以下この部において「特定保険医療材料」という。)を使用した場合は、前号により算定した点数及び第3節、第4節若しくは第5節の各区分又は区 分番号E400に掲げるフィルムの所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 第1節に掲げられていない手術であって特殊な手術の手術料は、第1節に掲げられている手術の うちで最も近似する手術の各区分の所定点数により算定する。
- 4 区分番号K131-2、K134-2、K142-3、K180の3、K181、K181-2、K190、K190-2、K328、K443の3、K444の4、K514-4、K514-6、K548、K595-2、K597からK600まで、K603、K604、K605-2、K605-4、K678、K697-5、K697-7、K709-3、K709-5、K754-3、K768、K769-3、K772-3、K773-3、K780、K780-2、K841-4、K843-2及びK843-3に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- 5 区分番号K011、K020、K053、K076、K079、K079—2、K080—2、 K082, K106, K107, K109, K136, K151-2, K154, K154-2, K160、K167、K169からK171まで、K174からK178-2まで、K181、K 190、K204、K229、K230、K234からK236まで、K244、K259、K2 66, K277-2, K280, K281, K319, K322, K327, K343, K376 、K395、K415、K425、K427—2、K434、K442、K443、K458、K 462, K484, K496 hb K498 stc, K511, K514, K514-2, K518, K519、K525、K526の2及び3、K527、K529、K531、K537、K537 -2、K546、K547、K549、K552、K552—2、K595、K597、K597 -2、K645、K677、K695(1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。)、K70 2、K703、K756 (1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。)、K764、K765 、K779、K779-3、K780、K780-2、K801、K803(6を除く。)、K8 18からK820まで、K843、K850、K857、K859 (1を除く。)、K889並び にK890―2に掲げる手術並びに体外循環を要する手術については、別に厚生労働大臣が定める 施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われ る場合に限り算定する。
- 6 区分番号K528、K535、K583、K586の3、K587、K684、K695、K751の3及び4、K751—2、K756並びにK773に掲げる手術(1歳未満の乳児に対して行われるものに限る。)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- 7 区分番号K132、K138、K145、K147、K149、K150、K151—2、K154からK155まで、K163からK164—2まで、K166、K169、K172からK174まで、K178、K180、K191、K192、K239、K241、K243、K245、K259、K261、K268、K269、K275からK282まで、K346、K386、K393の1、K397、K398の2、K425からK426—2まで、K511の3、K519、K528、K535、K554からK558まで、K562からK572まで、K573の2からK587まで、K589からK591まで、K601、K610の1、K633の4、K636、K639、K644、K664、K666、K674、K684、K716の1、K726、

K729、K734、K751の1及び2、K751—2、K775、K805並びにK913に掲げる手術を手術時体重が1,500グラム未満の児又は新生児(手術時体重が1,500グラム未満の児を除く。)に対して実施する場合には、それぞれ当該手術の所定点数の100分の400又は100分の300に相当する点数を加算する。

- 8 3歳未満の乳幼児に対して手術(区分番号K618に掲げる中心静脈栄養用埋込型カテーテル設置及びK914に掲げる脳死臓器提供管理料を除く。)を行った場合は、当該手術の所定点数に所定点数の100分の100に相当する点数を加算する。ただし、前号に規定する加算を算定する場合は算定しない。
- 9 区分番号K293、K294、K314、K343、K374、K376、K394、K410 、K412、K415、K422、K424、K425、K439、K442の2及び3、K45 5、K458並びにK463に掲げる手術については、区分番号K469に掲げる頸部郭清術を併せて行った場合は、所定点数に片側の場合は4,000点を、両側の場合は6,000点を加算する。
- 10 HIV抗体陽性の患者に対して、観血的手術を行った場合は、当該手術の所定点数に4,000点を 加算する。
- 11 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)感染症患者(感染症法の規定に基づき都道府県知事に対して医師の届出が義務づけられるものに限る。)、B型肝炎感染患者(HBs又はHBe抗原陽性の者に限る。)若しくはC型肝炎感染患者又は結核患者に対して、区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔、区分番号L002に掲げる硬膜外麻酔又は区分番号L004に掲げる脊椎麻酔を伴う手術を行った場合は、所定点数に1,000点を加算する。
- 12 入院中の患者以外の患者に対し、緊急のために、休日に手術を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である手術(区分番号K914に掲げる脳死臓器提供管理料を除く。)を行った場合の手術料は、それぞれ所定点数の100分の80又は100分の40若しくは100分の80に相当する点数を加算した点数により算定し、入院中の患者に対し、緊急のために、休日に手術を行った場合又はその開始時間が深夜である手術を行った場合は、それぞれ所定点数の100分の80に相当する点数を加算した点数により算定する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注4のただし書に規定する保険医療機関にあっては、入院中の患者以外の患者に対し、その開始時間が同注4のただし書に規定する時間である手術を行った場合は、所定点数の100分の40に相当する点数を加算する。
- 13 対称器官に係る手術の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、片側の器官の手術料に係る点数とする。
- 14 同一手術野又は同一病巣につき、2以上の手術を同時に行った場合の費用の算定は、主たる手術 の所定点数のみにより算定する。ただし、骨移植術又は植皮術を他の手術と同時に行った場合は、 それぞれの所定点数を合算して算定し、別に厚生労働大臣が定める場合は別に厚生労働大臣が定め るところにより算定する。
- 15 手術を開始した後、患者の病状の急変等やむを得ない事情によりその手術を中途で中絶しなければならない場合においては、当該中絶までに行った実態に最も近似する手術の各区分の所定点数により算定する。

第1節 手術料

第1款 皮膚·皮下組織

区分

(皮膚、皮下組織)

K000 創傷処理

- 1 筋肉、臓器に達するもの(長径5センチメートル未満)
- 2 筋肉、臓器に達するもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満)

1,680点

1,250点

3 筋肉、臓器に達するもの(長径10センチメートル以上)

- 2,000点
- 4 筋肉、臓器に達しないもの(長径5センチメートル未満) 470点
- 5 筋肉、臓器に達しないもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満)

850点

6 筋肉、臓器に達しないもの(長径10センチメートル以上) 1.320点 注1 切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定す 2 真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り所定点数に460点を 加算する。 3 汚染された挫創に対してデブリードマンを行った場合は、当初の1回に限り100点 を加算する。 K 0 0 0 − 2 小児創傷処理 (6 歳未満) 1 筋肉、臓器に達するもの(長径2.5センチメートル未満) 1,250点 2 筋肉、臓器に達するもの(長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満) 1,400点 3 筋肉、臓器に達するもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満) 1,850点 4 筋肉、臓器に達するもの(長径10センチメートル以上) 2,200点 筋肉、臓器に達しないもの(長径2.5センチメートル未満) 450点 筋肉、臓器に達しないもの(長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満) 500点 筋肉、臓器に達しないもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満) 950点 8 筋肉、臓器に達しないもの(長径10センチメートル以上) 1,450点 注1 切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定す 2 真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り所定点数に460点を 加算する。 3 汚染された挫創に対してデブリードマンを行った場合は、当初の1回に限り100点 を加算する。 K001 皮膚切開術 1 長径10センチメートル未満 470点 2 長径10センチメートル以上20センチメートル未満 820点 1,470点 3 長径20センチメートル以上 K002 デブリードマン 1 100平方センチメートル未満 1,020点 2 100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満 2,300点 3 3,000平方センチメートル以上 3,700点 注1 熱傷により全身の20パーセント以上に植皮を行う場合においては、5回を限度とし て算定する。 2 注1の場合を除き、当初の1回に限り算定する。 K003 皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術(露出部) 1 長径3センチメートル未満 3,480点

7,060点

9,450点

2,110点

4,360点

5,610点

1,660点

3,670点

4,360点

2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満

2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満

2 長径2センチメートル以上4センチメートル未満

3 長径6センチメートル以上

K004 皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術(露出部以外) 1 長径3センチメートル未満

3 長径6センチメートル以上

1 長径2センチメートル未満

3 長径4センチメートル以上

K005 皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部)

K006 皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部以外)	
1 長径3センチメートル未満	1,280点
2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満	3, 230点
3 長径6センチメートル以上	4,160点
K006-2 鶏眼・胼胝切除術 (露出部で縫合を伴うもの)	
1 長径 2 センチメートル未満	1,660点
2 長径 2 センチメートル以上 4 センチメートル未満	3,670点
3 長径4センチメートル以上	4,360点
K006-3 鶏眼・胼胝切除術(露出部以外で縫合を伴うもの)	
1 長径3センチメートル未満	1,280点
2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満	3,230点
3 長径6センチメートル以上	4,160点
K006-4 皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術(一連につき)	
1 長径3センチメートル未満の良性皮膚腫瘍	1,280点
2 長径3センチメートル未満の悪性皮膚腫瘍	2,050点
3 長径3センチメートル以上6センチメートル未満の良性又は悪性	
	3,230点
4 長径6センチメートル以上の良性又は悪性皮膚腫瘍	4, 160点
K 0 0 7 皮膚悪性腫瘍切除術	
1 広汎切除	18,000点
2 単純切除	11,000点
K008 腋臭症手術	
1 皮弁法	5,730点
2 皮膚有毛部切除術	3,000点
3 その他のもの	1,660点
(形成)	
K009 皮膚剥削術	1 400 H
1 25平方センチメートル未満	1,490点
2 25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	3,360点
3 100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	5,360点
4 200平方センチメートル以上 - K 0.1.0 魔鬼物祭形式手術	8,070点
K O 1 O 瘢痕拘縮形成手術 1 顔面	0.740占
1 顔面 2 その他	9, 740点 8, 060点
K O 1 1 顔面神経麻痺形成手術	8,000点
1 静的なもの	14,700点
1 前りなもの 2 動的なも <i>の</i>	26,000点
K 0 1 2 削除	20,000流
K 0 1 3 分層植皮術	
1 25平方センチメートル未満	5,000点
2 25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	6,000点
3 100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	9,000点
4 200平方センチメートル以上	13,000点
注 広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左	
肢、腹部又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。	
K013-2 全層植皮術	
1 25平方センチメートル未満	10,000点
2 25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	12,500点
3 100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	20,000点

4 200平方センチメートル以上 30.000点 注 広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、右下 肢、腹部又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。 K014 皮膚移植術 4,700点 注1 同種皮膚移植を行った場合に算定する。 2 生体皮膚を移植した場合は、生体皮膚の摘出のために要した提供者の療養上の費用 として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。 K015 皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術 1 25平方センチメートル未満 3,760点 2 25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満 6,830点 3 100平方センチメートル以上 10,400点 K016 動脈(皮)弁術、筋(皮)弁術 21,900点 K017 遊離皮弁術(顕微鏡下血管柄付きのもの) 43,000点 K018 削除 K019 複合組織移植術 11.700点 K020 自家遊離複合組織移植術(顕微鏡下血管柄付きのもの) 49,200点 K 0 2 1 粘膜移植術 1 4平方センチメートル未満 5,010点 2 4平方センチメートル以上 5,500点 K021-2 粘膜弁手術 4平方センチメートル未満 6,860点 2 4平方センチメートル以上 7,250点 K022 組織拡張器による再建手術(一連につき) 10,400点 K022-2 象皮病根治手術 1 大腿 16,200点 2 下腿 11,300点 第2款 筋骨格系·四肢·体幹 (筋膜、筋、腱、腱鞘) K023 筋膜切離術、筋膜切開術 840点 K024 筋切離術 2,370点 K025 股関節内転筋切離術 3,390点 K 0 2 6 股関節筋群解離術 9,340点 K026-2 股関節周囲筋腱解離術 (変形性股関節症) 16,700点 K027 筋炎手術 1 腸腰筋、殿筋、大腿筋 2,060点 2 その他の筋 1,210点 K028 腱鞘切開術 (関節鏡下によるものを含む。) 2,050点 K 0 2 9 筋肉内異物摘出術 2,840点 K 0 3 0 四肢・躯幹軟部腫瘍摘出術 1 肩、上腕、前腕、大腿、下腿、躯幹 6,060点 2 手、足 3,750点 K 0 3 1 四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術 1 肩、上腕、前腕、大腿、下腿、躯幹 12,200点 2 手、足 10,200点 K032 削除 K033筋膜移植術

6,070点

8,180点

3,300点

1 指(手、足)

2 その他のもの

K034 腱切離術・腱切除術(関節鏡下によるものを含む。)

		a 500 H
K 0 3 6 M		
K 0 3 7		6,760点
K 0 3 8 WE 日 F F F F F F F F F		
R 0 3 8		
1		6,910点
10,700点 K 0 4 0	W-1/2 W W W W W W W W W W W W W W W W W W W	
括 6 年		
1		10,700点
R		
K O 4 1 利野 1,730点		8,050点
	2 その他のもの	10,700点
R O 4 2	K O 4 1 削除	
	(四肢骨)	
	K O 4 2 骨穿孔術	1,730点
1	K O 4 3 骨掻爬術	
R O 4 3	1 肩甲骨、上腕、大腿	8,580点
Final Pinal P	2 前腕、下腿	5, 150点
1	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3,590点
1	K043-2 骨関節結核瘻孔摘出術	
R O 4 3 - 3 骨髄炎・骨結核手術 1 肩甲骨、上腕、大腿 5,150点 5,	1 肩甲骨、上腕、大腿	8,580点
R 0 4 3 - 3 骨髄炎・骨結核手術	2 前腕、下腿	5,150点
1	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3,590点
2 前腕、下腿 5,150点 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他 3,590点 K 0 4 4 7 目 押骨、上腕、大腿 1,600点 2 前腕、下腿 1,780点 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他 1,440点 K 0 4 5 目 押骨、上腕、大腿 4,400点 2 前腕、下腿 3,600点 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他 1,660点 K 0 4 6 目折観血的手術 12,800点 6 前腕、下腿、手舟狀骨 8,760点 7 前腕、下腿、手舟狀骨 8,760点 8 前院、膝蓋骨、手(角狀骨を除く。)、足、指(手、足)その他 5,610点 8 (0 4 7 回り 難治性骨折電磁波電気治療法(一連につき) 12,500点 8 (0 4 7 回り 難治性骨折電磁波電気治療法(一連につき) 12,500点 8 (0 4 7 回り 難治性骨折配合波治療法(一連につき) 12,500点 8 (0 4 7 回り 難治性骨折電音波治療法(一連につき) 12,500点 8 (0 4 7 回り 難治性骨折電音波治療法(一連につき) 12,500点 8 (0 4 7 回り 難治性骨折飛音波治療法(一連につき) 12,500点 8 (0 4 8 回り 難治性骨折破音波治療法(一連につき) 12,500点 8 (1 4 8 回り 第定する。 12,500点 9 (1 4 8 回り 第定する。 12,500点 9 (1 4 8 回り 第定する。 12,500点 1	K043-3 骨髄炎・骨結核手術	
R 0 4 4 7	1 肩甲骨、上腕、大腿	8,580点
R 0 4 4 7	2 前腕、下腿	5, 150点
R O 4 4 4	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	
1		,
1,780点		1,600点
R		
K O 4 5 骨折経皮的鋼線刺入固定術 4,400点 1 肩甲骨、上腕、大腿 3,600点 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他 1,660点 K O 4 6 骨折観血的手術 12,800点 2 前腕、下腿、手舟状骨 8,760点 3 鎖骨、膝蓋骨、手(舟状骨を除く。)、足、指(手、足)その他 5,610点 K O 4 7 難治性骨折電磁波電気治療法(一連につき) 12,500点 K O 4 7 - 2 難治性骨折超音波治療法(一連につき) 12,500点 K O 4 7 - 3 超音波骨折治療法(一連につき) 5,000点 注 開放骨折、粉砕骨折に対して骨折観血的手術が行われた後に本区分が行われた場合に限り算定する。 1 K O 4 8 骨内異物(挿入物)除去術 4,650点 I 頭蓋、顔面、肩甲骨、上腕、大腿 4,650点 2 前腕、下腿 4,180点 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他 2,900点		
1 肩甲骨、上腕、大腿 4,400点 3,600点 3,600点 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他 1,660点 K 0 4 6 骨折観血的手術 12,800点 2 前腕、下腿、手舟状骨 8,760点 3 鎖骨、膝蓋骨、手(舟状骨を除く。)、足、指(手、足)その他 5,610点 K 0 4 7 難治性骨折電磁波電気治療法(一連につき) 12,500点 K 0 4 7 2 難治性骨折超音波治療法(一連につき) 12,500点 K 0 4 7 - 3 超音波骨折治療法(一連につき) 5,000点 K 0 4 7 - 3 超音波骨折治療法(一連につき) 5,000点 K 0 4 7 - 3 超音波骨折治療法(一連につき) 5,000点 12 対象 5 対象 5 対象 5 対象 5 対象 5 対象 6 対象 6 対象 6		2) 220////
2 前腕、下腿 3,600点 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他 1,660点 K 0 4 6 骨折観血的手術 12,800点 1 肩甲骨、上腕、大腿 12,800点 2 前腕、下腿、手舟状骨 8,760点 3 鎖骨、膝蓋骨、手(舟状骨を除く。)、足、指(手、足)その他 5,610点 K 0 4 7 競 難治性骨折電磁波電気治療法(一連につき) 12,500点 K 0 4 7 つ 3 超音波骨折治療法(一連につき) 5,000点 注 開放骨折、粉砕骨折に対して骨折観血的手術が行われた後に本区分が行われた場合に限り算定する。 1 頭蓋、顔面、肩甲骨、上腕、大腿 4,650点 K 0 4 8 骨内異物(挿入物)除去術 4,650点 1 頭蓋、顔面、肩甲骨、上腕、大腿 4,180点 2 前腕、下腿 4,180点 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他 2,900点		4 400 点
R O 4 6 骨折観血的手術		
K O 4 6 骨折観血的手術 12,800点 1 肩甲骨、上腕、大腿 12,800点 2 前腕、下腿、手舟状骨 8,760点 3 鎖骨、膝蓋骨、手(舟状骨を除く。)、足、指(手、足)その他 5,610点 K O 4 7 難治性骨折電磁波電気治療法(一連につき) 12,500点 K O 4 7 - 2 難治性骨折超音波治療法(一連につき) 12,500点 K O 4 7 - 3 超音波骨折治療法(一連につき) 5,000点 注 開放骨折、粉砕骨折に対して骨折観血的手術が行われた後に本区分が行われた場合に限り算定する。 K O 4 8 骨内異物(挿入物)除去術 4,650点 1 頭蓋、顔面、肩甲骨、上腕、大腿 4,650点 2 前腕、下腿 4,180点 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他 2,900点		
1 肩甲骨、上腕、大腿 12,800点 2 前腕、下腿、手舟状骨 8,760点 3 鎖骨、膝蓋骨、手(舟状骨を除く。)、足、指(手、足)その他 5,610点 K 0 4 7 難治性骨折電磁波電気治療法(一連につき) 12,500点 K 0 4 7 - 2 難治性骨折超音波治療法(一連につき) 12,500点 K 0 4 7 - 3 超音波骨折治療法(一連につき) 5,000点 注 開放骨折、粉砕骨折に対して骨折観血的手術が行われた後に本区分が行われた場合に限り算定する。 K 0 4 8 骨内異物(挿入物)除去術 1 頭蓋、顔面、肩甲骨、上腕、大腿 4,650点 2 前腕、下腿 4,180点 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他 2,900点		1,000///
2 前腕、下腿、手舟状骨 8,760点 3 鎖骨、膝蓋骨、手(舟状骨を除く。)、足、指(手、足)その他 5,610点 K 0 4 7 難治性骨折電磁波電気治療法(一連につき) 12,500点 K 0 4 7 - 2 難治性骨折超音波治療法(一連につき) 12,500点 K 0 4 7 - 3 超音波骨折治療法(一連につき) 5,000点 注 開放骨折、粉砕骨折に対して骨折観血的手術が行われた後に本区分が行われた場合に 限り算定する。 K 0 4 8 骨内異物(挿入物)除去術 1 頭蓋、顔面、肩甲骨、上腕、大腿 4,650点 2 前腕、下腿 4,180点 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他 2,900点		12 800占
3 鎖骨、膝蓋骨、手(舟状骨を除く。)、足、指(手、足)その他 5,610点 K 0 4 7 難治性骨折電磁波電気治療法(一連につき) 12,500点 K 0 4 7 - 2 難治性骨折超音波治療法(一連につき) 12,500点 K 0 4 7 - 3 超音波骨折治療法(一連につき) 5,000点 注 開放骨折、粉砕骨折に対して骨折観血的手術が行われた後に本区分が行われた場合に限り算定する。 2 K 0 4 8 骨内異物(挿入物)除去術 4,650点 1 頭蓋、顔面、肩甲骨、上腕、大腿 4,650点 2 前腕、下腿 4,180点 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他 2,900点		
K047 難治性骨折電磁波電気治療法(一連につき) 12,500点 K047-2 難治性骨折超音波治療法(一連につき) 12,500点 K047-3 超音波骨折治療法(一連につき) 5,000点 注 開放骨折、粉砕骨折に対して骨折観血的手術が行われた後に本区分が行われた場合に限り算定する。 K048 骨内異物(挿入物)除去術 4,650点 1 頭蓋、顔面、肩甲骨、上腕、大腿 4,180点 2 前腕、下腿 4,180点 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他 2,900点		•
K 0 4 7 - 2 難治性骨折超音波治療法(一連につき) 12,500点 K 0 4 7 - 3 超音波骨折治療法(一連につき) 5,000点 注 開放骨折、粉砕骨折に対して骨折観血的手術が行われた後に本区分が行われた場合に限り算定する。 K 0 4 8 骨内異物(挿入物)除去術 1 頭蓋、顔面、肩甲骨、上腕、大腿 4,650点 2 前腕、下腿 4,180点 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他 2,900点		
K047-3 超音波骨折治療法(一連につき) 5,000点 注 開放骨折、粉砕骨折に対して骨折観血的手術が行われた後に本区分が行われた場合に限り算定する。 K048 骨内異物(挿入物)除去術 1 頭蓋、顔面、肩甲骨、上腕、大腿 4,650点 2 前腕、下腿 4,180点 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他 2,900点		
注 開放骨折、粉砕骨折に対して骨折観血的手術が行われた後に本区分が行われた場合に限り算定する。 KO48 骨内異物 (挿入物) 除去術 1 頭蓋、顔面、肩甲骨、上腕、大腿 4,650点 2 前腕、下腿 4,180点 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他 2,900点		
限り算定する。 K048 骨内異物(挿入物)除去術 1 頭蓋、顔面、肩甲骨、上腕、大腿 4,650点 2 前腕、下腿 4,180点 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他 2,900点		•
K 0 4 8骨内異物 (挿入物) 除去術1頭蓋、顔面、肩甲骨、上腕、大腿4,650点2前腕、下腿4,180点3鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他2,900点		*114276に場合に
1 頭蓋、顔面、肩甲骨、上腕、大腿4,650点2 前腕、下腿4,180点3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他2,900点		
2 前腕、下腿4,180点3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他2,900点		,
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他 2,900点		
K O 4 9 骨部分切除術		2,900点
	K 0 4 9	

		4 540 5
	1 肩甲骨、上腕、大腿	4,540点
	2 前腕、下腿	4,410点
77.0.5.0	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	3,280点
K 0 5 0	腐骨摘出術	0 050 =
	1 肩甲骨、上腕、大腿	8,850点
	2 前腕、下腿	6,170点
V 0 E 1	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3,420点
K 0 5 1	骨全摘術 1 肩甲骨、上腕、大腿	16 500占
	1 肩甲骨、上腕、大腿 2 前腕、下腿	16, 500点 7, 720点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3,970点
K 0 5 1 —	- 2 中手骨又は中足骨摘除術(2本以上)	3,970点
	- 2 中子月又は中足月摘除州(2 年以上) 骨腫瘍切除術	5, 970点
K U J Z		10,300点
	1 肩甲胄、上腕、大腿 2 前腕、下腿	7,210点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	3,340点
K 0 5 2 —	- 2 多発性軟骨性外骨腫摘出術	3, 340 m
K 0 0 2	1 肩甲骨、上腕、大腿	10,300点
	2 前腕、下腿	7, 210点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	3,340点
K 0 5 2 -	- 3 多発性骨腫摘出術	0, 040///\
11 0 0 2	1 肩甲骨、上腕、大腿	10,300点
	2 前腕、下腿	7, 210点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	3,340点
K 0 5 3	骨悪性腫瘍手術	3, 3 10/11
	1 肩甲骨、上腕、大腿	19, 200点
	2 前腕、下腿	17,700点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	11,600点
K 0 5 4	骨切り術	,
	1 肩甲骨、上腕、大腿	17,800点
	2 前腕、下腿	12,200点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	6,100点
K 0 5 5	削除	
K 0 5 5—	- 2 大腿骨頭回転骨切り術	30,000点
K 0 5 5—	- 3 大腿骨近位部(転子間を含む。)骨切り術	25,000点
K 0 5 6	偽関節手術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	16,900点
	2 前腕、下腿、手舟状骨	15,400点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手(舟状骨を除く。)、足、指(手、足)その他	8,580点
K 0 5 7	変形治癒骨折矯正手術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	18,500点
	2 前腕、下腿	16,300点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	9,330点
K 0 5 8	骨長調整手術	
	1 骨端軟骨発育抑制術	9,670点
	2 骨短縮術	8,850点
	3 骨延長術(指(手、足))	12,000点
	4 骨延長術(指(手、足)以外)	15,800点
K 0 5 9	骨移植術(軟骨移植術を含む。)	

1 自家骨移植	8,300点
2 同種骨移植(生体)	9, 100点
3 同種骨移植(非生体)	9, 900点
注 骨提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	3, 300 M
(四肢関節、靱帯)	
K O 6 O 関節切開術	
1 肩、股、膝	2,770点
2 胸鎖、肘、手、足	1, 280点
3 肩鎖、指(手、足)	680点
K060-2 肩甲関節周囲沈着石灰摘出術	2,770点
K060-3 化膿性関節炎又は結核性関節炎清掃術	,
1 肩、股、膝	15,400点
2 胸鎖、肘、手、足	10,100点
3 肩鎖、指(手、足)	3,330点
K O 6 1 関節脱臼非観血的整復術	
1 肩、股、膝	1,580点
2 胸鎖、肘、手、足	1,000点
3 肩鎖、指(手、足)、小児肘内障	800点
K O 6 2 先天性股関節脱臼非観血的整復術(両側)	
1 リーメンビューゲル法	1,580点
2 その他	2,270点
K 0 6 3 関節脱臼観血的整復術	
1 肩、股、膝	18,500点
2 胸鎖、肘、手、足	12,800点
3 肩鎖、指(手、足)	8,920点
K 0 6 4 先天性股関節脱臼観血的整復術	12,500点
K065 関節内異物(挿入物)除去術	
1 肩、股、膝	7,350点
2 胸鎖、肘、手、足	4,600点
3 肩鎖、指(手、足)	2,950点
K065-2 関節内異物(挿入物)除去術(関節鏡下)	
1 肩、股、膝	11,700点
2 胸鎖、肘、手、足	7,900点
3 肩鎖、指(手、足)	6, 100点
K O 6 6 関節滑膜切除術	
1 肩、股、膝	10,500点
2 胸鎖、肘、手、足	9,800点
3 肩鎖、指(手、足)	6,500点
K066-2 関節滑膜切除術 (関節鏡下)	
1 肩、股、膝	13,800点
2 胸鎖、肘、手、足	13, 100点
3 肩鎖、指(手、足)	9,500点
K O 6 6 — 3 滑液膜摘出術	- A
1 肩、股、膝	10,500点
2 胸鎖、肘、手、足	9,800点
3 肩鎖、指(手、足)	6,500点
K066-4 滑液膜摘出術(関節鏡下)	10 000 =
1 肩、股、膝	13,800点
2 胸鎖、肘、手、足	13, 100点

3 肩鎖、指(手、足)	9, 500点
K066—5 膝蓋骨滑液囊切除	9,800点
K066—6 膝蓋骨滑液囊切除(関節鏡下)	13, 100点
K066-7 掌指関節滑膜切除術	6, 500点
K066—8 掌指関節滑膜切除術(関節鏡下)	9, 500点
K067 関節鼠摘出手術	<i>5, 500///</i> (
1 肩、股、膝	10,000点
2 胸鎖、肘、手、足	8,680点
3 肩鎖、指(手、足)	3,970点
K067-2 関節鼠摘出手術(関節鏡下)	0, 010///
1 肩、股、膝	14, 100点
2 胸鎖、肘、手、足	11, 300点
3 肩鎖、指(手、足)	7, 100点
K068 半月板切除術	8,800点
K068-2 半月板切除術(関節鏡下)	11, 100点
K069 半月板縫合術	9,800点
K069-2 関節鏡下三角線維軟骨複合体切除術・縫合術	9,000点
K069-3 半月板縫合術(関節鏡下)	12,700点
K070 ガングリオン摘出術	,
1 手、足、指(手、足)	3,050点
2 その他(ヒグローム摘出術を含む。)	3, 190点
K O 7 1 削除	,
K072 関節切除術	
1 肩、股、膝	11,400点
2 胸鎖、肘、手、足	9,510点
3 肩鎖、指(手、足)	4,360点
K O 7 3 関節内骨折観血的手術	·
1 肩、股、膝	16,800点
2 胸鎖、肘、手、足	10,100点
3 肩鎖、指(手、足)	6,140点
K O 7 4 靭帯断裂縫合術	
1 十字靱帯	10,100点
2 膝側副靱帯	9,800点
3 指(手、足)その他の靱帯	6,450点
K074-2 靱帯断裂縫合術(関節鏡下)	
1 十字靱帯	13,000点
2 膝側副靱帯	12,700点
3 指(手、足)その他の靱帯	9,300点
K O 7 5 非観血的関節授動術	
1 肩、股、膝	1,320点
2 胸鎖、肘、手、足	1,260点
3 肩鎖、指(手、足)	490点
K O 7 6 観血的関節授動術	
1 肩、股、膝	26,500点
2 胸鎖、肘、手、足	16,900点
3 肩鎖、指(手、足)	6,510点
K O 7 7 観血的関節制動術	
1 肩、股、膝	16,200点
2 胸鎖、肘、手、足	9,210点

3 肩鎖、指(手、足)	4,270点
K 0 7 8 観血的関節固定術	
1 肩、股、膝	18,400点
2 胸鎖、肘、手、足	11,000点
3 肩鎖、指(手、足)	5,540点
K 0 7 9 靭帯断裂形成手術	
1 十字靱帯	18,700点
2 膝側副靱帯	11,500点
3 指 (手、足) その他の靱帯	9,680点
K079-2 靱帯断裂形成手術(関節鏡下)	
1 十字靱帯	20,800点
2 膝側副靱帯	13,500点
3 指 (手、足) その他の靱帯	11,900点
K080 関節形成手術	00 500 5
1 肩、股、膝	26,500点
2 胸鎖、肘、手、足	17,600点
3 肩鎖、指(手、足)	8, 130点
注 関節挿入膜を患者の筋膜から作成した場合は、所定点数に880点を加算す	
K080-2 内反足手術	17,600点
K081 人工骨頭挿入術	15 000 =
1 肩、股	15,000点
2 肘、手、足	11,600点
3 指(手、足)	5,370点
K 0 8 2 人工関節置換術	00 200 =
1 肩、股、膝 2 胸鎖、肘、手、足	22,300点
	17,500点
	7,880点
K082-2 人工関節抜去術 1 肩、股、膝	15,500点
2 胸鎖、肘、手、足	13, 300点 12, 200点
3 肩鎖、指(手、足)	12, 200点 8, 250点
K082-3 人工関節再置換術	0, 200 m
1 肩、股、膝	33,900点
2 胸鎖、肘、手、足	26, 300点
3 肩鎖、指(手、足)	11,800点
K083 鋼線等による直達牽引(初日。観血的に行った場合の手技料を含む。) (1局)	
110000	2,030点
注 介達牽引又は消炎鎮痛等処置と併せて行った場合は、鋼線等による直達:	-
数のみにより算定する。	T 31 -> /> / / / / C / / /
K083-2 内反足足板挺子固定	2,030点
注 介達牽引又は消炎鎮痛等処置と併せて行った場合は、内反足足板挺子固定	
のみにより算定する。	C + /// C/// C/// C//
(四肢切断、離断、再接合)	
K 0 8 4 四肢切断術	
1 肩甲帯	21,600点
2 上腕、前腕、手、大腿、下腿、足	14,400点
3 指 (手、足)	3,330点
K 0 8 4 — 2 肩甲帯離断術	21,600点
K085 四肢関節離断術	

1 肩、股、膝	15,400点
2 肘、手、足	10, 100点
3 指(手、足)	3, 330点
K086 断端形成術(軟部形成のみのもの)	0, 000///
1 指(手、足)	2,770点
2 その他	3, 300点
K087 断端形成術(骨形成を要するもの)	o, 000////
1 指(手、足)	6, 100点
2 その他	8,760点
K 0 8 8 切断四肢再接合術	-, · · - · / · ·
1 四肢	64,400点
2 指(手、足)	36, 400点
(手、足)	,
K089 爪甲除去術	640点
K090 ひょう疽手術	
1 軟部組織のもの	990点
2 骨、関節のもの	1,280点
K 0 9 0 — 2 風棘手術	990点
K 0 9 1 陷入爪手術	
1 簡単なもの	1,400点
2 爪床爪母の形成を伴う複雑なもの	2,490点
K 0 9 2 削除	
K 0 9 3 手根管開放手術	4,110点
K093-2 手根管開放手術 (関節鏡下)	7,100点
K O 9 4 足三関節固定(ランブリヌディ)手術	15,000点
K 0 9 5 削除	
K096 手掌、足底腱膜切離術・切除術	2,750点
K097 手掌、足底異物摘出術	3,190点
K098 手掌屈筋腱縫合術	6,560点
K099 指瘢痕拘縮手術	5,290点
K099-2 デュプイトレン拘縮手術	
1 1指	6,170点
2 2指から3指	13,300点
3 4指以上	17,600点
K100 多指症手術	
1 軟部形成のみのもの	2,640点
2 骨関節、腱の形成を要するもの	7,840点
K101 合指症手術	
1 軟部形成のみのもの	5,630点
2 骨関節、腱の形成を要するもの	8,230点
K101-2 指癒着症手術	
1 軟部形成のみのもの	5,630点
2 骨関節、腱の形成を要するもの	8,230点
K102 巨指症手術	
1 軟部形成のみのもの	6,410点
2 骨関節、腱の形成を要するもの	9,110点
K103 屈指症手術、斜指症手術	
1 軟部形成のみのもの	6,810点
2 骨関節、腱の形成を要するもの	9, 110点

K 1 0 4 削除	
K105 裂手、裂足手術	15,000点
K106 母指化手術	16,600点
K107 指移植手術	42,500点
K108 母指対立再建術	9,850点
K109 神経血管柄付植皮術 (手・足)	21,100点
K110 第四足指短縮症手術	9,060点
K110-2 第一足指外反症矯正手術	9,060点
K111 削除	
(脊柱、骨盤)	
K112 腸骨窩膿瘍切開術	3,590点
K113 腸骨窩膿瘍掻爬術	6,860点
K114及びK115 削除	
K116 脊椎、骨盤骨掻爬術	10,400点
K117 脊椎脱臼非観血的整復術	1,980点
K117-2 頸椎非観血的整復術	1,980点
K117-3 椎間板ヘルニア徒手整復術	1,980点
K118 脊椎・骨盤脱臼観血的手術	18,900点
K119 仙腸関節脱臼観血的手術	17,400点
K120 恥骨結合離開観血的手術	6,430点
K 1 2 0 ─ 2 恥骨結合離開非観血的整復固定術	1,580点
K121 骨盤骨折非観血的整復術	1,980点
K122及びK123 削除	0 000 =
K124 腸骨翼骨折観血的手術	9,320点
K125 骨盤骨折観血的手術(腸骨翼骨折を除く。)	18,800点
K126 脊椎、骨盤骨(軟骨)組織採取術(試験切除によるもの)	2 150 5
1 棘突起、腸骨翼	3,150点
2 その他のもの K127 削除	3,470点
K 1 2 8	7, 550点
K128 有性、有益的異物(中人物)原玄物 K129及びK130 削除	7, 550点
K131 椎弓切除術	12, 100点
注 2椎弓以上について切除を行う場合は、1椎弓を増すごとに所定	
算する。ただし、加算点数は24,200点を限度とする。	_ /// <u>%</u>
K 1 3 1 — 2 内視鏡下椎弓切除術	12, 100点
注 2 椎弓以上について切除を行う場合は、1 椎弓を増すごとに所定	•
算する。ただし、加算点数は24,200点を限度とする。	
K132 椎弓形成手術	19, 100点
注 2 椎弓以上について形成を行う場合は、1 椎弓を増すごとに所定	
算する。ただし、加算点数は38,200点を限度とする。	-m. 3, m. 2 m.
K133 黄色靱帯骨化症手術	17,000点
K 1 3 4 椎間板摘出術	_ : , : : : ,
1 前方摘出術	20,600点
2 後方摘出術	17,200点
3 側方摘出術	17,100点
4 経皮的髄核摘出術	10,100点
K134-2 内視鏡下椎間板摘出(切除)術	
1 前方摘出術	33,600点
2 後方摘出術	17,200点

K135 脊椎、骨盤腫瘍切除術	19,700点
K136 脊椎、骨盤悪性腫瘍手術	31, 100点
K137 骨盤切断術	32, 900点
K138 脊椎披裂手術	
1 神経処置を伴うもの	15,800点
2 その他のもの	9, 770点
K139 脊椎骨切り術	26, 900点
K 1 4 0 骨盤骨切り術	19,900点
K 1 4 1 臼蓋形成手術	16,700点
K141-2	28,000点
K142 脊椎固定術	
1 前方椎体固定	34,800点
2 後方又は後側方固定	25, 100点
3 後方椎体固定	34,800点
4 前方後方同時固定	50,000点
注 椎間が2以上の場合は、1椎間を増すごとに、1にあって	ては17,400点、2にあっては
12,550点、3にあっては17,400点、4にあっては25,000点を	を加算する。ただし、加算点
数は1にあっては69,600点、2にあっては50,200点、3に	あっては69,600点、4にあっ
ては100,000点を限度とする。	
K142-2 脊椎側彎症手術	34,800点
注 椎間が2以上の場合は、1椎間を増すごとに所定点数に1	17,400点を加算する。ただし
、加算点数は69,600点を限度とする。	
K142-3 内視鏡下脊椎固定術(胸椎又は腰椎前方固定)	45, 300点
注 椎間が2以上の場合は、1椎間を増すごとに所定点数に2	22,600点を加算する。ただし
、加算点数は90,400点を限度とする。	
K143 仙腸関節固定術	21,900点
K144 体外式脊椎固定術	22,000点
注 固定に伴って使用した保険医療材料の費用は、所定点数	に含まれるものとする。
第3款 神経系・頭蓋	
本款各区分に掲げる手術に当たって神経内視鏡を使用した場合の費用は、	所定点数に含まれるものと
する。	
(頭蓋、脳)	
K 1 4 5 穿頭脳室ドレナージ	1,940点
注 3歳以上6歳未満の幼児の場合は、60点を加算する。	,
K146 頭蓋開溝術	8,540点
K147 穿頭術 (トレパナチオン)	1,840点
K148 試験開頭術	9, 380点
K149 減圧開頭術	,
1 キアリ奇形、脊髄空洞症の場合	21,300点
2 その他の場合	14, 200点
K 1 5 0 脳膿瘍排膿術	15,700点
K 1 5 1 削除	10, 100///
K 1 5 1 — 2 広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術	102,000点
K 1 5 2 耳性頭蓋内合併症手術	29, 300点
K 1 5 2 一 2 耳科的硬脳膜外膿瘍切開術	29, 300点
K 1 5 3 鼻性頭蓋内合併症手術	27, 200点
K 1 5 4 機能的定位脳手術	۵۱, ۵∪∪،⊼
1 片側の場合	26, 300点
2 両側の場合	35,000点

K154-2	2 顕微鏡使用によるてんかん手術(焦点切除術、側頭葉切除術、	脳깔離断術)
11101		58,500点
K155 用	脳切截術 (開頭して行うもの)	8,060点
	延髄における脊髄視床路切截術	21,000点
K 1 5 7	三叉神経節後線維切截術	19,100点
K158 社	見神経管開放術	20,800点
K159 意	領面神経減圧手術(乳様突起経由)	26,000点
K 1 5 9 — 2	2 顔面神経管開放術	26,000点
K160 用	脳神経手術(開頭して行うもの)	23,000点
K 1 6 0 — 2	2 頭蓋内微小血管減圧術	25, 300点
K 1 6 1 夏	頁 蓋骨腫瘍摘 出術	13,900点
	頭皮、頭蓋骨悪性腫瘍手術	18,500点
	頭蓋骨膜下血腫摘出術	8,450点
K164 夏	頭蓋内血腫除去術(開頭して行うもの)	
	1 硬膜外のもの	24, 400点
	2 硬膜下のもの	24,900点
	3 脳内のもの	33, 200点
	2 慢性硬膜下血腫穿孔洗浄術	10,900点
K 1 6 4 – 3		24, 400点
K 1 6 4 — 4	,	12,200点
	脳内異物摘出術 Nymana A to 45	27,000点
	脳膿瘍全摘術 語	21,600点
	項蓋内腫瘤摘出術	32,900点
	脳切除術 頭蓋内腫瘍摘出術	20,800点
KIO9 E	現	83,500点
	1 仏未体的性 物 2 その他のもの	82,000点
K170 糸	経耳的聴神経腫瘍摘出術	50,700点
	经鼻的下垂体腫瘍摘出術	55, 800点
	脳動静脈奇形摘出術	85, 200点
	脳・脳膜脱手術	18,500点
	水頭症手術	10,000////
	1 脳室穿破術 (神経内視鏡手術によるもの)	21,800点
	2 シャント手術	18,700点
K 1 7 4 — 2	2 髄液シャント抜去術	1,680点
	脳動脈瘤被包術	,
	1 1箇所	42,200点
	2 2箇所以上	55,800点
K176 用	脳動脈瘤流入血管クリッピング(開頭して行うもの)	
	1 1 箇所	44,400点
	2 2 箇所以上	61,300点
K177 用	脳動脈瘤頸部クリッピング	
	1 1 箇所	72,000点
	2 2 箇所以上	85,600点
K178 用	脳血管内手術	40,900点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	

22,100点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。 K 1 7 8 - 3 選択的脳血栓・塞栓溶解術

K178-2 経皮的脳血管形成術

1 頭蓋内脳血管の場合	15,500点
2 頸部脳血管の場合(内頸動脈、椎骨動脈)	11, 100点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	11, 100////
K179 髓液漏閉鎖術	23, 300点
K180 頭蓋骨形成手術	,
1 頭蓋骨のみのもの	9,730点
2 硬膜形成を伴うもの	14,000点
3 骨移動を伴うもの	21,000点
注 3については、先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。	
K181 脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む。)	
1 片側の場合	26,300点
2 両側の場合	35,000点
K181-2 脳刺激装置交換術	8,050点
K181-3 頭蓋内電極抜去	9,380点
(脊髄、末梢神経、交感神経)	
K182 神経縫合術	
1 指(手、足)	9,720点
2 その他のもの	14,500点
K182-2 神経交差縫合術	
1 指(手、足)	20,600点
2 その他のもの	25, 400点
K183 脊髄硬膜切開術	13,900点
K184 減圧脊髄切開術	14,500点
K185 脊髄切截術	20,800点
K186 脊髓硬膜内神経切断術	20,800点
K187 脊髓視床路切截術	21,800点
K188 神経剥離術	10,900点
K189 脊髄ドレナージ	340点
K190 脊髓刺激装置植込術	17,900点
K 1 9 0 ─ 2	8,050点
K190−3 重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用埋込型ポンプ設置	15,000点
K190-4 重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用埋込型ポンプ交換術	3,000点
K190-5 重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用埋込型ポンプ薬剤再充填	320点
注 3月に1回に限り算定する。	
K191 脊髄腫瘍摘出術	00 500 5
1 髄外のもの	36,700点
2 髄内のもの	54,500点
K192 脊髓血管腫摘出術	56, 700点
K193 神経腫切除術 1 指(手、足)	5,770点
2 その他のもの	5, 770点 9, 020点
注 神経腫が2個以上の場合は、神経腫を1個増すごとに、指(手、	•
在 神経腫が 2 個以上の場合は、神経腫を 1 個項 9 ことに、 指 (子、 点を、その他の場合は4,000点を加算する。	AE/ Vノ物 ロ (み2,000
点で、ての他の場合は4,000点を加昇する。 K193-2 レックリングハウゼン病偽神経腫切除術(露出部)	
1 長径2センチメートル未満	1,660点
2 長径2センチメートル以上4センチメートル未満	3,670点
3 長径4センチメートル以上	5, 670点 4, 360点
K193-3 レックリングハウゼン病偽神経腫切除術(露出部以外)	1, 000///
1 長径3センチメートル未満	1,280点
— F-1	2, 200///

2 長径 3 センチメートル以上 6 センチメートル未満	3, 230点
3 長径6センチメートル以上	4, 160点
K194 神経捻除術	1, 100////
1 後頭神経	4,410点
2 上眼窩神経	4,410点
3 眼窩下神経	4, 410点
4 おとがい神経	4, 410点
5 下顎神経	6,170点
K194-2 横隔神経麻痺術	4,410点
K194-3 眼窩下孔部神経切断術	4,410点
K194-4 おとがい孔部神経切断術	4,410点
K195 交感神経切除術	
1 頸動脈周囲	6,500点
2 股動脈周囲	6,170点
K195-2 尾動脈腺摘出術	6,170点
K196 交感神経節切除術	
1 頸部	14,000点
2 胸部	14,000点
3 腰部	9,610点
K196-2 胸腔鏡下交感神経節切除術(両側)	18,500点
K196-3 ストッフェル手術	9,610点
K196-4 閉鎖神経切除術	9,610点
K196-5 末梢神経遮断(挫滅又は切断)術(浅腓骨神経、深腓骨神経、	後脛骨神経又は腓腹神経
に限る。)	9,610点
K197 神経移行術	18,200点
K198 神経移植術	17,800点
第4款 眼	
(淚道)	
K199 涙点、涙小管形成術	550点
K 2 0 0 涙嚢切開術	690点
K200−2 涙点プラグ挿入術	630点
K 2 0 1 先天性鼻涙管閉塞開放術	3,720点
K202 涙管チューブ挿入術	1,810点
K203 涙嚢摘出術	4,590点
K204 涙嚢鼻腔吻合術	14,500点
K205 涙嚢瘻管閉鎖術	3,720点
K206 涙小管形成手術	8,580点
	4 F00 H
K207	1,580点
K208 麦粒腫切開術	410点
K209 眼瞼膿瘍切開術	470点
K 2 0 9 — 2 外眥切開術	470点
K210 削除	FCO ±
K211 睫毛電気分解術(毛根破壊)	560点
K212 兎眼矯正術	5, 150点
K213 マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術 K214 電料腫焼出機	360点
K214 霰粒腫摘出術 K215 瞼板切除術(巨大霰粒腫摘出)	580点
	1,580点
K 2 1 5 ─ 2 眼瞼結膜腫瘍手術	5,140点

K 2 1 6 眼瞼 に腰毛性腫瘍・特		
K 2 1 8 眼瞼下反症手術		
R 2 1 9 映 学 垂 4 5		
1 眼瞼等筋前転法		2,820点
2 筋膜移植法 9,500点 6,070点 6,070		
1		
大 2 2 0 計談総合術		
K 2 2 0 結膜総合術	3 その他のもの	6,070点
1 少数のもの(1 眼瞼ごと) 260点 390点	K 2 2 0 結膜縫合術	1,260点
R 2 2 2 多数のもの 390点	K 2 2 1 結膜結石除去術	
K 2 2 2 3 結膜養形成手術 K 2 2 3 3 4 結膜養形成手術 1 部分形成 2,460点 3,800点 6,980点 3 全形成 (皮膚及び結膜の形成 6,980点 K 2 2 4 内管形成術 8,580点 K 2 2 4 内管形成術 8,580点 K 2 2 5 結膜腫瘍冷凍凝固術 8,00点 K 2 2 5 3 結膜肉芽腫摘除術 8,00点 K 2 2 5 - 2 結膜腫瘍衛出術 8,00点 K 2 2 5 - 2 結膜腫瘍情出術 8,00点 K 2 2 5 - 2 結膜腫瘍情影術 8,00点 K 2 2 6 限 機高骨球腫動術 1,390点 K 2 2 7 2 1 機関病情 1,390点 K 2 2 7 3 1 機関 1,390点 K 2 2 7 3 1 機関 1,390点 K 2 2 7 2 1 機能 1,390点 K 2 3 7 2 1 M	1 少数のもの(1眼瞼ごと)	260点
R 2 2 3	2 多数のもの	390点
1 部分形成	K222 結膜下異物除去術	390点
2 皮膚及び結膜の形成	K 2 2 3 結膜嚢形成手術	
R	1 部分形成	2,460点
K 2 2 3 1 - 2 内眥形成術 3,580点 K 2 2 4 翼状片手術(弁の移植を要するもの) 4,130点 K 2 2 5 - 2 結膜腫瘍冷凍疑固術 800点 K 2 2 5 - 3 結膜胸芽腫論所 6,890点 K 2 2 5 - 3 結膜胸芽腫論所 800点 K 2 2 6 眼窩機身期所 1,390点 K 2 2 7 眼窩骨折軽復所 13,600点 K 2 2 8 眼窩骨折整復所 13,600点 K 2 2 9 眼窩內異物除去術(裸在性) 5,670点 K 2 3 1 及び 2 型 1 機神経周囲、服窩尖端 12,800点 K 2 3 3 眼窩內容除去術 8,710点 K 2 3 3 眼窩內容除去術 8,710点 K 2 3 4 眼窩內經療持備(養在性) 20,100点 K 2 3 7 眼窩療拍術(深在性) 20,100点 K 2 3 7 眼窩療持機 3,020点 K 2 3 7 眼窩外容除去術 24,800点 K 2 3 7 眼窩外形成手術(骨移植によるもの) 11,800点 K 2 3 8 削除 (果球、眼筋) K 2 3 9 眼窩外形成手術(骨移植によるもの) 11,800点 K 2 4 1 眼球協出術 2,820点 K 2 4 2 終訴 4,280点 K 2 4 2 終訴 4,280点 K 2 4 2 終訴 4,200点 K 2 4 3 義联台域 1,280点 K 2 4 3 義联台域 4,280点 K 2 4 3 義联台域 4,280点 K 2 4 3 義联台域 4,280点 K 2 4 3 義联台域	2 皮膚及び結膜の形成	6,980点
K 2 2 4 2 3	3 全部形成(皮膚又は粘膜の移植を含む。)	8,580点
K 2 2 5 - 2 結膜腫瘍治凍凝固術 6,890点 K 2 2 5 - 3 結膜腫瘍摘出術 800点 K 2 2 6 日 眼窩膿瘍切開術 1,390点 K 2 2 7 限窩骨折觀血的手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。) 8,840点 K 2 2 8 眼窩骨折觀血的手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。) 8,840点 K 2 2 9 眼窩内異物除去術(表在性) 5,670点 K 2 3 1 複神経周囲、眼窩尖端 12,800点 Z 3 1 複神経周囲、眼窩尖端 12,800点 X 2 3 1 複球 X 2 3 2 削除 8 K 2 3 1 複球 X 2 3 2 削除 8 X 2 3 5 眼窩内腫瘍摘出術(表在性) 4,520点 X 2 3 6 眼窩内腫瘍摘出術(深在性) 20,100点 X 2 3 7 眼窩核形成手術(骨移植によるもの) 11,800点 X 2 3 7 眼窩状成手術(骨移植によるもの) 11,800点 X 2 3 8 削除 1 X 2 3 9 眼球内容除去術 3,020点 X 2 4 1 1 眼球摘出者 2,820点 X 2 4 2 2 終転法 4,280点 X 2 4 2 3 核転法 4,280点 X 2 4 2 4 4 1 前転法及び後転法の併施 4,480点 X 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 5 時時 6,610点 X 2 4 3 3 養眼台里術 6,610点 X 2 4 3 3 養眼台里術 3,950点	K223-2 内眥形成術	8,580点
K 2 2 5 - 2 結膜腫瘍摘出術 6,890点 (R 2 2 5 - 3) 結膜肉芽腫摘除術 800点 (R 2 2 6	K224 翼状片手術(弁の移植を要するもの)	4,130点
K 2 2 5 一 3 結膜肉芽腫摘除術 (眼窩、涙腺) K 2 2 6 機高膿瘍切開術 (現窓プローアウト骨折手術を含む。) 8,840点 K 2 2 7 眼窩骨折観血的手術 (眼窩プローアウト骨折手術を含む。) 8,840点 K 2 2 8 眼窩内異物除去術 (表在性) 13,600点 K 2 3 0 眼窩內異物除去術 (表在性) 12,800点 K 2 3 1 及びK 2 3 2 削除 12,800点 K 2 3 3 根窩內容除去術 (表在性) 4,520点 K 2 3 3 眼窩內經療摘出術 (表在性) 4,520点 K 2 3 5 眼窩內腫瘍摘出術 (表在性) 20,100点 K 2 3 6 眼窩悪性腫瘍手術 (骨移植によるもの) (眼球、眼筋) 11,800点 K 2 3 8 削除 (眼球、眼筋) K 2 3 9 眼球内容除去術 (骨移植によるもの) (眼球、眼筋) 3,020点 K 2 4 0 削除 2,820点 K 2 4 1 眼球摘出術 (表在性) 4,280点 K 2 4 2 対抗手術 4,280点 K 2 4 4 利 前手術 4,280点 A 4 約筋手術 6,610点 A 4 約筋手術 6,610点 A 4 4 新 手術 6,610点 A 4 4 新 手術 6,610点 B 1 前 所能法及び終転法の併施 9,430点 K 2 4 3 製能台包埋術 3,950点	K 2 2 5 結膜腫瘍冷凍凝固術	800点
「眼窩、涙腺	K 2 2 5 ─ 2 結膜腫瘍摘出術	6,890点
「眼窩、腰腺・切開術	K225-3 結膜肉芽腫摘除術	800点
K 2 2 6 日 眼窩骨折観血的手術(眼窩プローアウト骨折手術を含む。) 8,840点 K 2 2 7 日 眼窩骨折製血的手術(眼窩プローアウト骨折手術を含む。) 8,840点 K 2 2 8 日 眼窩內異物除去術(表在性) 5,670点 K 2 3 0 日 眼窩內異物除去術(深在性) 12,800点 K 2 3 1 及び区と3 2 例除 100点 12,800点 K 2 3 3 1 及び区と3 2 例除 8,710点 K 2 3 3 1 及び区と3 2 例除 8,710点 K 2 3 3 1 とび区2 3 2 例除 8,710点 K 2 3 3 1 とび区3 2 例除 11,800点 K 2 3 5 1 とび区4 3 2 見窩神腫瘍衝出術(決在性) 20,100点 K 2 3 5 1 とび底を性腫瘍手術 24,800点 K 2 3 7 1 眼窩縁形成手術(骨移植によるもの) 11,800点 K 2 3 7 2 財際 10点 K 2 3 8 1 財際 2,820点 K 2 4 1 財際市 2,820点 K 2 4 2 2 科視手術 4,280点 K 2 4 2 2 核転法 4,200点 A 4 6 手術 6,610点 A 4 6 手術 6,610点 A 4 6 手術 6,610点 A 4 8 手術 6,610点 A 4 8 手術 6,610点 A 5 2 2 長年 4 3 3 美報子術		
K 2 2 7 眼窩骨折観血的手術(眼窩プローアウト骨折手術を含む。) 8,840点 K 2 2 8 眼窩骨折整復術 13,600点 K 2 2 9 眼窩内異物除去術(表在性) 5,670点 K 2 3 0 眼窩内異物除去術(深在性) 12,800点 2 その他 7,880点 K 2 3 3 眼窩內容除去術 8,710点 K 2 3 4 眼窩內腫瘍摘出術(表在性) 4,520点 K 2 3 5 眼窩內腫瘍摘出術(表在性) 20,100点 K 2 3 7 眼窩縁形成手術(骨移植によるもの) 11,800点 K 2 3 8 削除 K 2 3 9 眼球内容除去術 3,020点 K 2 3 9 眼球内容除去術 3,020点 K 2 4 1 眼球摘出術 2,820点 K 2 4 2 斜視手術 4,280点 K 2 4 2 終法法 4,200点 K 2 4 3 前転法及び後転法の併施 8,440点 4 斜筋手術 6,610点 5 直筋の前後転法及び斜新手術の併施 9,430点 K 2 4 3 義限台包埋術 3,950点		1,390点
K 2 2 8		
K 2 2 9		
K 2 3 0 眼窩内異物除去術(深在性) 1 複神経周囲、眼窩尖端 12,800点 7,880点 7,880点 K 2 3 1 及びK 2 3 2 削除		
1 視神経周囲、眼窩尖端 12,800点 2 その他 7,880点 7,880点		0, 0, 0, 0,
7,880点 K 2 3 1 及びK 2 3 2 削除 K 2 3 3 場 限窩内座瘍摘出術 (表在性) 8,710点 K 2 3 4 眼窩内腫瘍摘出術 (漢在性) 20,100点 K 2 3 5 眼窩內腫瘍摘出術 (漢在性) 20,100点 K 2 3 6 眼窩悪性腫瘍手術 24,800点 K 2 3 7 眼窩縁形成手術 (骨移植によるもの) 11,800点 K 2 3 8 削除 K 2 3 9 眼球内容除去術 3,020点 K 2 4 1 眼球摘出術 2,820点 K 2 4 1 眼球摘出術 2,820点 K 2 4 2 終誌 4,280点 A 1 前転法 4,280点 A 2 2 後転法 4,200点 3 前転法及び後転法の併施 8,440点 4 分筋手術 6,610点 5 直筋の前後転法及び斜筋手術の併施 9,430点 K 2 4 3 義眼台型#		12 800点
K 2 3 1 及び K 2 3 2 削除 K 2 3 3 1 服務內容除去術 8,710点 K 2 3 4 1 服務內腫瘍摘出術 (表在性) 4,520点 K 2 3 5 1 服務內腫瘍摘出術 (深在性) 20,100点 K 2 3 6 服務悪性腫瘍手術 24,800点 K 2 3 7 服務縁形成手術 (骨移植によるもの) 11,800点 (眼球、眼筋) 7 K 2 3 8		
K 2 3 3 4 眼窩内腫瘍摘出術 (表在性) 4,520点 K 2 3 5 眼窩内腫瘍摘出術 (深在性) 20,100点 K 2 3 6 眼窩悪性腫瘍手術 24,800点 K 2 3 7 眼窩縁形成手術 (骨移植によるもの) 11,800点 (眼球、眼筋) 1 K 2 3 8 削除 3,020点 K 2 4 0 削除 2,820点 K 2 4 1 眼球摘出術 2,820点 K 2 4 2 斜視手術 4,280点 A 2 8 5 1 前転法及び後転法の併施 4,40点 A 4		1,000///
K 2 3 4 眼窩內腫瘍摘出術 (表在性) 4,520点 K 2 3 5 眼窩內腫瘍摘出術 (深在性) 20,100点 K 2 3 6 眼窩悪性腫瘍手術 24,800点 K 2 3 7 眼窩縁形成手術 (骨移植によるもの) 11,800点 (眼球、眼筋) 10 K 2 3 8 削除 3,020点 K 2 4 0 削除 2,820点 K 2 4 1 眼球摘出術 2,820点 K 2 4 2 斜視手術 4,280点 2 後転法 4,200点 3 前転法及び後転法の併施 8,440点 4 斜筋手術 6,610点 5 直筋の前後転法及び斜筋手術の併施 9,430点 K 2 4 3 義眼台包埋術 3,950点		8 710占
K 2 3 5 眼窩內腫瘍摘出術 (深在性) 20,100点 K 2 3 6 眼窩悪性腫瘍手術 24,800点 K 2 3 7 眼窩縁形成手術 (骨移植によるもの) 11,800点 K 2 3 8 削除 3,020点 K 2 3 9 眼球内容除去術 3,020点 K 2 4 1 眼球摘出術 2,820点 K 2 4 1 眼球摘出術 2,820点 K 2 4 2 斜視手術 4,280点 2 後転法 4,200点 3 前転法及び後転法の併施 8,440点 4 斜筋手術 6,610点 5 直筋の前後転法及び斜筋手術の併施 9,430点 K 2 4 3 義眼台包埋術 3,950点		
K 2 3 6 眼窩悪性腫瘍手術 (骨移植によるもの) (眼球、眼筋) 11,800点 (眼球、眼筋) K 2 3 8 削除 3,020点 (限球 内容除去術 (角移植によるもの)) (取り (利力) (対力) (対力) (対力) (対力) (対力) (対力) (対力) (対		
K 2 3 7 眼窩縁形成手術 (骨移植によるもの) (眼球、眼筋) 11,800点 K 2 3 8 削除 3,020点 K 2 3 9 眼球内容除去術 3,020点 K 2 4 0 削除 2,820点 K 2 4 1 眼球摘出術 2,820点 K 2 4 2 斜視手術 4,280点 2 後転法 4,200点 3 前転法及び後転法の併施 8,440点 4 斜筋手術 6,610点 5 直筋の前後転法及び斜筋手術の併施 9,430点 K 2 4 3 義眼台包埋術 3,950点		
(眼球、眼筋) K 2 3 8 削除 K 2 4 0 削除 K 2 4 1 眼球摘出術 2,820点 K 2 4 2 利利 前転法 4,280点 人 2 後転法 4,200点 より前転法及び後転法の併施 8,440点 人 4 斜筋手術 6,610点 大 2 4 3 義服子術 6,610点 K 2 4 3 義服子術 6,610点 K 2 4 3 義服子術 6,610点 K 2 4 3 義服の前後転法及び斜筋手術の併施 9,430点 K 2 4 3 義服の前後転法及び斜筋手術の併施 9,430点		
K 2 3 8 削除 1 削除 3,020点 K 2 4 0 削除 1 削転満出術 2,820点 K 2 4 2 約視手術 4,280点 2 後転法 4,280点 3 前転法及び後転法の併施 8,440点 4 斜筋手術 6,610点 5 直筋の前後転法及び斜筋手術の併施 9,430点 K 2 4 3 義眼台包埋術 3,950点		11, 000点
K 2 3 9 眼球内容除去術 3,020点 K 2 4 0 削除 2,820点 K 2 4 1 眼球摘出術 2,820点 K 2 4 2 斜視手術 4,280点 2 後転法 4,200点 3 前転法及び後転法の併施 8,440点 4 斜筋手術 6,610点 5 直筋の前後転法及び斜筋手術の併施 9,430点 K 2 4 3 義眼台包埋術 3,950点		
K 2 4 0 削除 K 2 4 1 眼球満出術 2,820点 K 2 4 2 利利 前転法 4,280点 4 200点 4,200点 5 前転法及び後転法の併施 8,440点 6,610点 5,610点 K 2 4 3 義眼台包埋術		2 020 占
K 2 4 1 眼球活出術 2,820点 K 2 4 2 斜視手術 4,280点 1 前転法 4,280点 2 後転法 4,200点 3 前転法及び後転法の併施 8,440点 4 斜筋手術 6,610点 5 直筋の前後転法及び斜筋手術の併施 9,430点 K 2 4 3 義眼 七旦埋術 3,950点		5, 020点
K 2 4 2 斜視手術 4,280点 1 前転法 4,200点 2 後転法 4,200点 3 前転法及び後転法の併施 8,440点 4 斜筋手術 6,610点 5 直筋の前後転法及び斜筋手術の併施 9,430点 K 2 4 3 義眼台包埋術 3,950点		0 000 =
1 前転法 4,280点 2 後転法 4,200点 3 前転法及び後転法の併施 8,440点 4 斜筋手術 6,610点 5 直筋の前後転法及び斜筋手術の併施 9,430点 K 2 4 3 義眼台包埋術 3,950点		2,820点
2後転法4,200点3前転法及び後転法の併施8,440点4斜筋手術6,610点5直筋の前後転法及び斜筋手術の併施9,430点K 2 4 3義眼台包埋術3,950点		4 000 F
3 前転法及び後転法の併施8,440点4 斜筋手術6,610点5 直筋の前後転法及び斜筋手術の併施9,430点K 2 4 3 義眼台包埋術3,950点		
4 斜筋手術6,610点5 直筋の前後転法及び斜筋手術の併施9,430点K 2 4 3 義眼台包埋術3,950点		
5 直筋の前後転法及び斜筋手術の併施9,430点K 2 4 3 義眼台包埋術3,950点		
K 2 4 3 義眼台包埋術 3,950点		
K 2 4 4 眼筋移動術 12,400点		
	K 2 4 4 眼筋移動術	12,400点

K 2 4 5	眼球摘出及び組織又は義眼台充填術 (角膜、強膜)	4,340点
K 2 4 6	角膜・強膜縫合術	2, 980点
K 2 4 7	削除	2, 900 m
K 2 4 8	角膜新生血管手術(冷凍凝固術を含む。)	980点
K 2 4 8 -		980点
K 2 4 9	角膜潰瘍掻爬術、角膜潰瘍焼灼術	990点
K 2 5 0	角膜切開術	990点
K 2 5 1	削除	000///
K 2 5 2	角膜・強膜異物除去術	650点
K 2 5 3	削除	333////
K 2 5 4	角膜切除術	2,650点
K 2 5 5	強角膜瘻孔閉鎖術	5, 920点
K 2 5 6	角膜潰瘍結膜被覆術	2,650点
K 2 5 7	角膜表層除去併用結膜被覆術	4,090点
K 2 5 8	削除	,
K 2 5 9	角膜移植術	39,800点
K 2 6 0	強膜移植術	12,700点
K 2 6 1	角膜形成手術	2,350点
K 2 6 2	削除	,
	(ぶどう膜)	
K 2 6 3 Z	及びK264 削除	
K 2 6 5	虹彩腫瘍切除術	7,490点
K 2 6 6	毛様体腫瘍切除術、脈絡膜腫瘍切除術	11,900点
K 2 6 7	削除	
K 2 6 8	緑内障手術	
	1 虹彩切除術	4,740点
	2 流出路再建術	14,200点
	3 濾過手術	21,000点
K 2 6 9	虹彩整復・瞳孔形成術	4,700点
K 2 7 0	虹彩光凝固術	7,710点
K 2 7 1	毛様体光凝固術	2,760点
K 2 7 2	毛様体冷凍凝固術	1,660点
K 2 7 3	隅角光凝固術	8,970点
	(眼房、網膜)	
K 2 7 4	前房、虹彩内異物除去術	6,050点
K 2 7 5	網膜復位術	21,400点
K 2 7 6	網膜光凝固術	
	1 通常のもの(一連につき)	11,200点
	2 その他特殊なもの(一連につき)	18, 100点
K 2 7 7		10,500点
K 2 7 7-	-2 黄斑下手術 (A-R/W) 70/7 (A)	39,600点
	(水晶体、硝子体)	1 000 =
K 2 7 8	硝子体注入・吸引術	1,900点
K 2 7 9	硝子体切除術 2KZ 供表 E	11,000点
K 2 8 0	硝子体茎顕微鏡下離断術	04 500 5
	1 網膜付着組織を含むもの	24,500点
IZ O O 1	2 その他のもの	20,500点
K 2 8 1	増殖性硝子体網膜症手術	38,600点

K282 水晶体再建術	
1 眼内レンズを挿入する場合	12, 100点
2 眼内レンズを挿入しない場合	7, 430点
K282-2 後発白內障手術	1, 520点
K 2 8 3 削除	-,,
K284 硝子体置換術	4,080点
第 5 款 耳鼻咽喉	
(外耳)	
K285 耳介血腫開窓術	380点
K286 外耳道異物除去術	
1 複雑なもの	220点
2 極めて複雑なもの	790点
K287 先天性耳瘻管摘出術	3,000点
K288 副耳(介) 切除術	2,240点
K289 耳茸摘出術	830点
K290 外耳道骨増生(外骨腫)切除術	5,900点
K290-2 外耳道骨腫切除術	5, 900点
K 2 9 1 耳介腫瘍摘出術	4,090点
K292 外耳道腫瘍摘出術(外耳道真珠腫手術を含む。)	5,020点
K 2 9 3 耳介悪性腫瘍手術	12,000点
K294 外耳道悪性腫瘍手術(悪性外耳道炎手術を含む。)	23,400点
K295 耳後瘻孔閉鎖術	2,570点
K296 耳介形成手術	
1 耳介軟骨形成を要するもの	8,620点
2 耳介軟骨形成を要しないもの	5,270点
K297 外耳道形成手術	9, 200点
K 2 9 8 外耳道造設術 (外耳道閉鎖症手術)	17,400点
K299 小耳症手術	
1 軟骨移植による耳介形成手術	31,900点
2 耳介举上	7,270点
(中耳)	
K300 鼓膜切開術	690点
K301 鼓室開放術	3, 590点
K302 上鼓室開放術	5, 100点
K303 上鼓室乳突洞開放術	10,600点
K304 乳突洞開放術 (アントロトミー)	5, 240点
K305 乳突削開術	10,500点
K306 錐体部手術	19,600点
K307 削除	
K308 耳管内チューブ挿入術	1,090点
K308-2 耳管狭窄ビニール管挿入	1,090点
K309 鼓膜(排液、換気)チューブ挿入術	2,670点
K310 乳突充填術	4, 790点
K311 鼓膜穿孔閉鎖術(一連につき)	1, 580点
K312 鼓膜鼓室肉芽切除術	2, 320点
K313 中耳、側頭骨腫瘍摘出術	20, 100点
K314 中耳悪性腫瘍手術	
1 切除	27, 300点
2 側頭骨摘出術	52,800点

K 3 1 5	鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術	8, 490点
K 3 1 6	S状洞血栓(静脈炎)手術	13,300点
K 3 1 7	中耳根本手術	18,200点
K 3 1 8	鼓膜形成手術	17,200点
K 3 1 9	鼓室形成手術	32,900点
K 3 2 0	アブミ骨手術(アブミ骨摘出術又は可動化手術)	27,000点
	(内耳)	
K 3 2 1	内耳開窓術	17,800点
K 3 2 2	経迷路的内耳道開放術	36,800点
K 3 2 3	内リンパ嚢開放術	21,500点
K 3 2 4	削除	
K 3 2 5	迷路摘出術	
	1 部分摘出(膜迷路摘出術を含む。)	14,500点
	2 全摘出	26, 900点
K 3 2 6	削除	20,000///
K 3 2 7	内耳窓閉鎖術	17, 300点
K 3 2 8	人工内耳埋込術	30, 400点
K 5 2 6		30, 400 m
W 2 2 0	^東 鼻中隔膿瘍切開術	620 占
K 3 2 9		620点
K 3 3 0	鼻中隔血腫切開術	820点
K 3 3 1	鼻腔粘膜焼灼術	900点
	-2 下甲介粘膜焼灼術	900点
K 3 3 2	削除	
K 3 3 3	鼻骨骨折整復固定術	1,640点
	-2 鼻骨脱臼整復術	1,640点
K 3 3 3-		1,640点
K 3 3 4	鼻骨骨折観血的手術	5,380点
K 3 3 4-	37 10 2 3 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	11,300点
K 3 3 5	鼻中隔骨折観血的手術	2,110点
К 3 3 5-	-2 上顎洞鼻内手術(スツルマン氏、吉田氏変法を含む。)	2,110点
К 3 3 5-	-3 上顎洞鼻外手術	2,110点
К З З 6	鼻内異物摘出術	690点
K 3 3 7	鼻前庭嚢胞摘出術	3, 190点
К 3 3 8	鼻甲介切除術	1,520点
К 3 3 8-	-2 鼻甲介切除術(高周波電気凝固法によるもの)	900点
К З З 9	粘膜下下鼻甲介骨切除術	2,590点
K 3 4 0	鼻茸摘出術	1,680点
K 3 4 0-	-2 出血性鼻茸摘出術	5,280点
K 3 4 1	上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術	3,020点
K 3 4 2	鼻副鼻腔腫瘍摘出術	8,740点
K 3 4 3	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術	
	1 切除	17,000点
	2 全摘	34,700点
K 3 4 4	翼突管神経切除術 (経鼻腔)	15,700点
K 3 4 5	萎縮性鼻炎手術(両側)	10,800点
K 3 4 6	後鼻孔閉鎖症手術	,
	1 単純なもの(膜性閉鎖)	2,800点
	2 複雑なもの (骨性閉鎖)	16,000点
K 3 4 7		5, 280点
11011	가 1 111/1에 1 - 111	0, 200m

K347-2 変形外鼻手術	10, 200点
(副鼻腔)	
K 3 4 8 削除	0.000 F
K349 上顎洞開窓術 K350 前頭洞充填術	2,000点
	6,510点
K351 上顎洞血瘤腫手術	8,000点
K352 上顎洞根本手術	5,120点
K352-2 鼻内上顎洞根本手術	5,120点
K352-3 副鼻腔炎術後後出血止血法	5,120点
K353 鼻内篩骨洞手術	7,230点
K354 篩骨洞鼻外手術	9,210点
K355 鼻内前頭洞手術	7,430点
注 自家腸骨片を充填した場合は3,150点を加算する。	0.040 =
K356 前頭洞根本手術	9,640点
K357 鼻内蝶形洞手術	4,910点
K358 上顎洞篩骨洞根本手術	14,500点
K359 前頭洞篩骨洞根本手術	13,800点
K360 篩骨洞蝶形洞手術	13,900点
K361 上顎洞篩骨洞蝶形洞根本手術	16, 200点
K362 上顎洞篩骨洞前頭洞根本手術	16, 200点
K362-2 経上顎洞顎動脈結紮術	15,400点
K363 前頭洞篩骨洞蝶形洞根本手術	15,900点
K 3 6 4 汎副鼻腔根本手術	22,300点
K365 翼突管神経切除術(経上顎洞)	17, 100点
K366 削除	
(咽頭、扁桃)	1 400 H
K367 咽後膿瘍切開術	1,460点
K368 扁桃周囲膿瘍切開術	1,410点
K369 咽頭異物摘出術	400 =
1 簡単なもの	420点
2 複雑なもの - K 2 7 2 - マデナイド団合作	2,100点
K 3 7 0 アデノイド切除術	1,600点
K371 上咽頭腫瘍摘出術	0.400 =
1 経口腔によるもの	3,430点
2 経鼻腔によるもの (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2	3,890点
3 経副鼻腔によるもの 4 M (ATRI) な トスオ の	6,360点
4 外切開によるもの - K 9 7 1 - 9 - 1 PPI	11,600点
K 3 7 1 — 2 上咽頭ポリープ摘出術	0.400 =
1 経口腔によるもの	3,430点
2 経鼻腔によるもの	3,890点
3 経副鼻腔によるもの 4 M (ATRI) な トスオ の	6,360点
4 外切開によるもの	11,600点
K372 中咽頭腫瘍摘出術	0.710 -
1 経口腔によるもの	2,710点
2 外切開によるもの	11, 100点
K373 下咽頭腫瘍摘出術	E 010 H
1 経口腔によるもの	5,610点
2 外切開によるもの (************************************	11,400点
K374 咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)	23,800点

K375 鼻咽腔線維腫手術	
1 切除	4,750点
2 摘出	18,600点
K 3 7 5 — 2 鼻咽腔閉鎖術	12,800点
K376 上咽頭悪性腫瘍手術	21,400点
K377 口蓋扁桃手術	21, 100///
1 切除	1,430点
2 摘出	3,600点
K378 舌扁桃切除術	1,230点
K 3 7 9 削除	1, 2007,
K380 過長茎状突起切除術	4,520点
K381 上咽頭形成手術	7,810点
K382 咽頭瘻閉鎖術	7,550点
K382-2 咽頭皮膚瘻孔閉鎖術	7,550点
(喉頭、気管)	
K383 喉頭切開術 (喉頭截開術)	7,940点
K384 喉頭膿瘍切開術	2,140点
K384-2 深頸部膿瘍切開術	4,000点
K385 喉頭浮腫乱切術	2,040点
K386 気管切開術	2,570点
K387 喉頭粘膜焼灼術(直達鏡によるもの)	2,860点
K388 喉頭粘膜下異物挿入術	2,900点
K388-2 喉頭粘膜下軟骨片挿入術	11,410点
K389 喉頭又は声帯ポリープ切除術	
1 間接喉頭鏡によるもの	2,990点
2 直達喉頭鏡又はファイバースコープによるもの	4,300点
K390 喉頭異物摘出術	
1 直達鏡によらないもの	2,920点
2 直達鏡によるもの	4,040点
K391 気管異物除去術	
1 直達鏡によるもの	4,090点
2 開胸手術によるもの	22,300点
K392 喉頭蓋切除術	2,450点
K392-2 喉頭蓋嚢腫摘出術	2,450点
K393 喉頭腫瘍摘出術	2 400 =
1 間接喉頭鏡によるもの 2 直達鏡によるもの	3,420点
	4,310点
K394 喉頭悪性腫瘍手術 1 切除	22 100占
2 全摘	33, 100点 30, 900点
K 3 9 5 喉頭、下咽頭悪性腫瘍手術(頸部、胸部、腹部等の操作による再建を含む。)	30, 900 M
1000 「K與、「個類心压腫物子的(現即、胸即、腹即等の採用による特定を占包。)	63,300点
K396 気管切開孔閉鎖術	1,040点
K 3 9 6 — 2 気管縫合術	1,040点
K397 喉頭横隔膜切除術 (ステント挿入固定術を含む。)	7, 920点
K398 喉頭狭窄症手術	., 020///
1 前方開大術	12,600点
2 前壁形成手術	12, 100点
3 Tチューブ挿入術	6,920点

K 3 9 9	気管狭窄症手術	19,300点
K400	喉頭形成手術	
	1 人工形成材料挿置術、軟骨片挿置術	12,500点
	2 筋弁転位術、軟骨転位術、軟骨除去術	18,300点
K 4 0 1	気管口狭窄拡大術	2,690点
$K\ 4\ 0\ 2$	縦隔気管口形成手術	48,100点
K 4 0 3	気管形成手術 (管状気管、気管移植等)	
	1 頸部よりのもの	25,700点
	2 開胸又は胸骨正中切開によるもの	46,000点
	第6款の顔面・口腔・頸部	
	(歯、歯肉、歯槽部、口蓋)	
$K\ 4\ 0\ 4$	抜歯手術(1歯につき)	
	1 乳歯	130点
	2 前歯	150点
	3 臼歯	260点
	4 難抜歯	470点
	注 歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術を行った場	合に限り算
	定する。	
	5 埋伏歯	1,050点
	注 完全埋伏歯 (骨性) 及び水平智歯に限り算定する。下顎の完全埋伏智歯	(骨性)及
	び水平埋伏智歯の場合は、100点を加算する。	
	注 抜歯と同時に行う歯槽骨の整形等の費用を含むものとする。	
$K\ 4\ 0\ 5$	削除	
K 4 0 6	口蓋腫瘍摘出術	
	1 口蓋粘膜に限局するもの	400点
	2 口蓋骨に及ぶもの	6,720点
K 4 0 7	顎・口蓋裂形成手術	
	1 軟口蓋のみのもの	8,590点
	2 硬口蓋に及ぶもの	14,300点
	3 顎裂を伴うもの	14,900点
K 4 0 7-	-2 軟口蓋形成手術	7,800点
	(口腔前庭、口腔底、頬粘膜、舌)	
K 4 0 8	口腔底膿瘍切開術	700点
K 4 0 9	口腔底腫瘍摘出術	5,230点
K 4 1 0	口腔底悪性腫瘍手術	18,500点
K 4 1 1	頬粘膜腫瘍摘出術	4,730点
K 4 1 2	頬粘膜悪性腫瘍手術	17,300点
K 4 1 3	舌腫瘍摘出術	
	1 粘液囊胞摘出術	940点
	2 その他のもの	3,140点
K 4 1 4	舌根甲状腺腫摘出術	6,550点
K 4 1 4-	-2 甲状舌管囊胞摘出術	6,550点
K 4 1 5	舌悪性腫瘍手術	
	1 切除	11,700点
	2 亜全摘	32,900点
	及びK417 削除	
	舌形成手術 (巨舌症手術)	4,490点
K 4 1 8-	-2 舌繋瘢痕性短縮矯正術	2,650点
K 4 1 9	類、口唇、舌小帯形成手術	450点

K 4 2 0	削除	
	(顔面)	
K 4 2 1	口唇腫瘍摘出術	
	1 粘液囊胞摘出術	910点
	2 その他のもの	3,370点
K 4 2 2	口唇悪性腫瘍手術	18,700点
K 4 2 3	類腫瘍摘出術	·
	1 粘液囊胞摘出術	910点
	2 その他のもの	3,370点
K 4 2 4	類悪性腫瘍手術	17,900点
K 4 2 5	口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術	39,600点
K 4 2 6	口唇裂形成手術(片側)	,
	1 口唇のみの場合	7,800点
	2 口唇裂鼻形成を伴う場合	12, 200点
	3 鼻腔底形成を伴う場合	13, 100点
K 4 2 6-	-2 口唇裂形成手術(両側)	,,
	1 口唇のみの場合	11,700点
	2 口唇裂鼻形成を伴う場合	18, 300点
	3 鼻腔底形成を伴う場合	19,700点
	(顔面骨、顎関節)	,
K 4 2 7	類骨骨折観血的整復術	8,930点
K 4 2 7-		18,000点
K 4 2 8	下顎骨折非観血的整復術	1,240点
	注 三内式線副子以上を使用する連続歯牙結紮法を行った場合は、	
K 4 2 9	下顎骨折観血的手術	>,
	1 片側	10,000点
	2 両側	14,700点
K 4 3 0	顎関節脱臼非観血的整復術	410点
K 4 3 1	顎関節脱臼観血的手術	14, 100点
K 4 3 2	上顎骨折非観血的整復術	1,570点
K 4 3 3	上顎骨折観血的手術	9,010点
K 4 3 4	顔面多発骨折観血的手術	17,700点
K 4 3 5	術後性上顎嚢胞摘出術	5, 120点
K 4 3 6	顎骨腫瘍摘出術	·
	1 長径3センチメートル未満	2,820点
	2 長径3センチメートル以上	8,210点
K 4 3 7	下顎骨部分切除術	7,660点
K 4 3 8	下顎骨離断術	12, 100点
K 4 3 9	下顎骨悪性腫瘍手術	
	1 切除	18,000点
	2 切断	24,800点
K 4 4 0	上顎骨切除術	12,000点
K 4 4 1	上顎骨全摘術	19,600点
K 4 4 2	上顎骨悪性腫瘍手術	,
	1 掻爬	4,520点
	2 切除	20,600点
	3 全摘	32,400点
K 4 4 3	上顎骨形成術	,
	W. Ch. A. Lee A.	

12,500点

1 単純な場合

	2 複雑な場合及び2次的再建の場合	21,600点
	3 骨移動を伴う場合	32,400点
K 4 4 4	注 3については、先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。	
K 4 4 4	下顎骨形成術 1 おとがい形成の場合	4, 990点
	2 短縮又は伸長の場合	13, 200点
	3 再建の場合	18,500点
	4 骨移動を伴う場合	27,800点
	注1 2については、両側を同時に行った場合は、所定点数に3,000点を	
	2 4については、先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。	加弁りる。
K 4 4 5	顎関節形成術	21,600点
K 4 4 6	顎関節授動術	,
	1 徒手的授動術(パンピングを併用した場合)	990点
	2 顎関節鏡下授動術	4,320点
	3 開放授動術	13,500点
K 4 4 7	顎関節円板整位術	
	1 顎関節鏡下円板整位術	12,600点
	2 開放円板整位術	17,000点
	(唾液腺)	
K 4 4 8	がま腫切開術	820点
K 4 4 9	唾液腺膿瘍切開術	900点
K450	唾石摘出術	
	1 表在性のもの	640点
	2 深在性のもの	3,770点
	3 腺体内に存在するもの	5,540点
K 4 5 1	がま腫摘出術	4,580点
$K\ 4\ 5\ 2$	舌下腺腫瘍摘出術	4,610点
$K\ 4\ 5\ 3$	顎下腺腫瘍摘出術	7,410点
K 4 5 4	顎下腺摘出術	7,440点
K 4 5 5	顎下腺悪性腫瘍手術	20,000点
K 4 5 6	削除	
K 4 5 7	耳下腺腫瘍摘出術	
	1 耳下腺浅葉摘出術	16, 100点
	2 耳下腺深葉摘出術	18,400点
K 4 5 8	耳下腺悪性腫瘍手術	
	1 切除	19,000点
	2 全摘	28,700点
K 4 5 9	垂液腺管形成手術 5.	6,720点
K 4 6 0	唾液腺管移動術	
	1 上顎洞内へのもの	6,720点
	2 結膜嚢内へのもの	8,320点
** 4 0 4	(甲状腺、副甲状腺(上皮小体))	
K 4 6 1	甲状腺部分切除術、甲状腺腫摘出術	5 500 H
	1 片葉のみの場合	7,500点
17 4 0 0	2 両葉の場合	9,000点
K 4 6 2	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	16,000点
K 4 6 3	甲状腺悪性腫瘍手術	10 COO =
	1 切除 2 合始及び再合始	18,600点
	2 全摘及び亜全摘	23,700点

K 4 6 4	副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術	
	1 副甲状腺(上皮小体)摘出術	9,280点
	2 副甲状腺(上皮小体)全摘術(一部筋肉移植)	20,000点
K 4 6 5	副甲状腺(上皮小体)悪性腫瘍手術(広汎)	20,000点
	(その他の頸部)	
K 4 6 6	斜角筋切断術	3,760点
K 4 6 7	頸瘻、頸嚢摘出術	6,760点
K 4 6 8	頸肋切除術	6,260点
K 4 6 9	頸部郭清術	
	1 片側	12,400点
	2 両側	17, 100点
K 4 7 0	頸部悪性腫瘍手術 (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	21,200点
K 4 7 1	筋性斜頸手術	3,720点
	第 7 款 胸部 (乳腺)	
K 4 7 2	乳腺膿瘍切開術	820点
K 4 7 3	削除	020 <i>m</i>
	乳腺腫瘍摘出術	
11 1 1	1 長径5センチメートル未満	2,660点
	2 長径5センチメートル以上	5, 180点
K 4 7 4-	-2 乳管腺葉区域切除術	9,880点
K 4 7 4-		3,400点
K 4 7 5	乳房切除術	6,040点
K 4 7 5-		6,040点
K 4 7 6	乳腺悪性腫瘍手術	·
	1 単純乳房切除術 (乳腺全摘術)	11,400点
	2 乳房部分切除術 (腋窩部郭清を伴わないもの)	17,000点
	3 乳房切除術 (腋窩部郭清を伴わないもの)	20,000点
	4 乳房部分切除術 (腋窩部郭清を伴うもの (内視鏡下によるものを含む。))
		27,600点
	5 乳房切除術(腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの)・胸筋切除を併施しないもの	7
		29,100点
	6 乳房切除術(腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの)・胸筋切除を併施するもの	
		24, 100点
	7 拡大乳房切除術(胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの)	
		34,000点
	-2 陥没乳頭形成術、再建乳房乳頭形成術	7,350点
K 4 7 6-	-3 乳房再建術(乳房切除後)	
	1 一期的に行うもの	21,900点
	 2 二期的に行うもの 	30,000点
	(胸壁) 	700 H
K 4 7 7	胸壁膿瘍切開術	700点
K 4 7 8	肋骨・胸骨カリエス又は肋骨骨髄炎手術	5,740点
K 4 7 9 K 4 8 0	削除 胸壁冷膿瘍手術	6 020 占
K 4 8 0 -		6, 020点 6, 020点
K 4 8 0 - K 4 8 1	2 加在胰傷切開揮爬術 	6, 020点 6, 020点
K 4 8 2	肋骨切除術	0,02077
11 1 0 2	1 第1肋骨	10,000点
	- Nt + W4 14	20,000///

2 その他の肋骨	3, 310点
K483 胸骨切除術、胸骨骨折観血手術	9, 320点
K484 胸壁悪性腫瘍摘出術	o, 020///
1 胸壁形成手術を併施するもの	24,600点
2 その他のもの	19,500点
K484-2 胸骨悪性腫瘍摘出術	,
1 胸壁形成手術を併施するもの	24,600点
2 その他のもの	19,500点
K 4 8 5 胸壁腫瘍摘出術	10,600点
K 4 8 6 胸壁瘻手術	14,600点
K487 漏斗胸手術	
1 胸骨挙上法によるもの	19,500点
2 胸骨翻転法によるもの	20,100点
3 胸腔鏡によるもの	30,200点
(胸腔、胸膜)	
K488 試験開胸術	9,070点
K488-2 試験的開胸開腹術	14,600点
K489からK492まで 削除	
K 4 9 3 骨膜外、胸膜外充填術	14,000点
K 4 9 4 胸腔内(胸膜内)血腫除去術	14,700点
K 4 9 5 削除	
K496 釀膿胸膜、胸膜胼胝切除術	
1 1肺葉に相当する範囲以内のもの	21,700点
2 1肺葉に相当する範囲を超えるもの	25, 500点
K496-2 胸腔鏡下醸膿胸膜又は胸膜胼胝切除術	40,400点
K496-3 胸膜外肺剥皮術	a. =a. H
1 1肺葉に相当する範囲以内のもの	21,700点
2 1肺葉に相当する範囲を超えるもの	25,500点
K 4 9 6 ─ 4 胸腔鏡下膿胸腔掻爬術	23, 100点
K497 膿胸腔有茎筋肉弁充填術	19,800点
K498 胸郭形成手術 (膿胸手術の場合)	00 000 =
1 肋骨切除を主とするもの	23,000点
2 胸膜胼胝切除を併施するもの	31,700点
K499 胸郭形成手術(肺切除後遺残腔を含む。) K500 削除	9,370点
K 5 0 0 削除 K 5 0 1 乳糜胸手術	0.640占
K 5 0 1 - 乳糜胸子州 K 5 0 1 - 2 - 胸腔・腹腔シャントバルブ設置術	9, 640点 9, 640点
(縦隔)	9, 040点
K 5 0 2 縦隔腫瘍、胸腺摘出術	18,500点
K 5 0 2 一 2 縦隔切開術	10, 000 / 11
1 頸部よりのもの、経食道によるもの	6, 390点
2 肋骨切断によるもの、旁胸骨又は旁脊柱によるもの	10, 400点
3 経胸腔によるもの、経腹によるもの	15, 500点
K503 縦隔郭清術	21,900点
K 5 0 4 縦隔悪性腫瘍手術	35, 400点
(気管支、肺)	00, 100///
K505 肺結核空洞吸引術(モナルジー法)	7, 180点
K 5 0 6 肺結核空洞切開術	14, 300点
K 5 0 7 肺膿瘍切開排膿術	21,700点
	-,

K508 気管支狭窄拡張術(気管支鏡によるもの)	6,010点
K508-2 気管・気管支ステント留置術	7,200点
K509 気管支異物除去術	
1 直達鏡によるもの	5,480点
2 開胸手術によるもの	27,400点
K509-2 気管支肺胞洗浄術	4,800点
注 成人の肺胞蛋白症に対して治療の目的で行われた場合に限り算定する。	
K510 気管支腫瘍摘出術(気管支鏡又は気管支ファイバースコープによるもの)	6,700点
K510-2 光線力学療法(早期肺癌(0期又は1期)に限る。)	6,700点
K 5 1 1 肺切除術	,
1 楔状部分切除	18,000点
2 区域切除(1肺葉に満たないもの)	35,900点
3 肺葉切除	35,800点
4 複合切除(1 肺葉を超えるもの)	32, 700点
5 1側肺全摘	37,600点
6 気管支形成を伴う肺切除	43,500点
	45, 500点
	27 500 =
K513 胸腔鏡下肺切除術	37,500点
K513-2 胸腔鏡下良性縦郭腫瘍手術	37,500点
K513-3 胸腔鏡下良性胸壁腫瘍手術	37,500点
K513-4 胸腔鏡下肺縫縮術	37,500点
K 5 1 4 肺悪性腫瘍手術	
1 肺葉切除又はこれに満たないもの	36,900点
2 1側肺全摘又は1肺葉を超えるもの	41,000点
3 気管支形成を伴う肺切除	43,500点
4 胸膜肺全摘	58,000点
注 4については、悪性びまん性胸膜中皮腫に対して行われた場合に限り算定	ごする。
K514-2 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術	
1 リンパ節郭清を伴わないもの	41,000点
2 リンパ節郭清を伴うもの	58,000点
K514-3 移植用肺採取術(死体)(両側)	49,800点
注 肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K514-4 同種死体肺移植術	91,800点
注1 肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
2 両側肺を移植した場合には、45,000点を加算する。	
K514-5 移植用部分肺採取術(生体)	41,000点
注 肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K514-6 生体部分肺移植術	66,700点
注1 生体部分肺を移植した場合は、生体部分肺の摘出のために要した提供者	方の療養上の
費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
2 肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K515 肺剥皮術	22,800点
K 5 1 6 気管支瘻閉鎖術	36,800点
K 5 1 7 肺縫縮術	15,000点
K 5 1 8 気管支形成手術	,
1 楔状切除術	35, 700点
2 輪状切除術	38, 100点
3 気管分岐部切除術	58, 900点
4 気管分岐部切除術(再建を伴うもの)	65, 400点
	00, ±00/m

K 5 1 9	先天性気管狭窄症手術	65, 400点
	(食道)	
K 5 2 0	食道縫合術(穿孔、損傷)	
	1 頸部手術	10, 100点
	2 開胸手術	18,800点
	3 開腹手術	10,500点
K 5 2 1	食道周囲膿瘍切開誘導術	
	1 開胸手術	15,400点
	2 胸骨切開によるもの	10,000点
	3 その他のもの(頸部手術を含む。)	5,080点
K 5 2 2	食道狭窄拡張術	
	1 内視鏡によるもの	6,200点
	2 食道ブジー法	2,520点
	注 短期間又は同一入院期間中、回数にかかわらず第1回目の実施日に10	回に限り算定す
	る。	
K 5 2 2-		6,200点
K 5 2 3	食道異物摘出術	
	1 頸部手術によるもの	15,000点
	2 開胸手術によるもの	16,700点
	3 開腹手術によるもの	16,400点
K 5 2 4	食道憩室切除術	
	1 頸部手術によるもの	13,300点
	2 開胸によるもの	18,600点
K 5 2 5	食道切除再建術	
	1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	50,000点
	2 胸部、腹部の操作によるもの	41,100点
	3 腹部の操作によるもの	27,400点
K 5 2 5-	-2 胸壁外皮膚管形成吻合術	
	1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	50,000点
	2 胸部、腹部の操作によるもの	41,100点
	3 腹部の操作によるもの	27,400点
	4 バイパスのみ作成する場合	24, 100点
K 5 2 6	食道腫瘍摘出術	
	1 内視鏡によるもの	6,520点
	2 開胸又は開腹手術によるもの	20,200点
	3 腹腔鏡下、縦隔鏡下又は胸腔鏡下によるもの	27,500点
K 5 2 6-	-2 内視鏡的食道粘膜切除術	
	1 早期悪性腫瘍粘膜切除術	6,800点
	2 早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術	17,000点
K 5 2 6-	-3 表在性食道悪性腫瘍光線力学療法	6,800点
K 5 2 7	食道悪性腫瘍手術(単に切除のみのもの)	
	1 頸部食道の場合	28,700点
	2 胸部食道の場合	34,900点
K 5 2 8	先天性食道閉鎖症根治手術	45,800点
K 5 2 9	食道悪性腫瘍手術 (消化管再建手術を併施するもの)	
	1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの(胸腔鏡下によるものを含む。)	88,200点
	2 胸部、腹部の操作によるもの	77,600点
	3 腹部の操作によるもの	61,200点
	注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	

K 5 3 0	食道アカラシア形成手術	18,700点
K 5 3 0-	ー2 腹腔鏡下食道アカラシア形成手術	26,000点
K 5 3 1	食道切除後2次的再建術	
	1 皮弁形成によるもの	25,300点
	2 消化管利用によるもの	27,700点
K 5 3 2	食道・胃静脈瘤手術	
	1 血行遮断術を主とするもの	22,300点
	2 食道離断術を主とするもの	24,900点
K 5 3 2-	-2 食道静脈瘤手術(開腹)	22,300点
K 5 3 3	食道・胃静脈瘤硬化療法(内視鏡によるもの)(一連として)	8,990点
K 5 3 3-	-2 内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術	8,990点
	(横隔膜)	
K 5 3 4	横隔膜縫合術	
	1 経胸又は経腹	16,500点
	2 経胸及び経腹	23,200点
K 5 3 4-	-2 横隔膜レラクサチオ手術	
	1 経胸又は経腹	16,500点
	2 経胸及び経腹	23,200点
K 5 3 5	胸腹裂孔ヘルニア手術	
	1 経胸又は経腹	15,900点
	2 経胸及び経腹	21,000点
K 5 3 6	後胸骨へルニア手術	16,200点
K 5 3 7	食道裂孔へルニア手術	,
	1 経胸又は経腹	16,200点
	2 経胸及び経腹	20,600点
K 5 3 7-		25, 200点
	第8款 心・脈管	,
	(心、心膜、肺動静脈、冠血管等)	
K 5 3 8	心膜縫合術	8,760点
	-2 心筋縫合止血術 (外傷性)	10,900点
	心膜切開術	9,200点
	-2 心膜囊胞、心膜腫瘍切除術	14,500点
K 5 4 0	収縮性心膜炎手術	33, 300点
K 5 4 1	試験開心術	24,700点
K 5 4 2	心腔内異物除去術	25, 200点
K 5 4 3	心房内血栓除去術	25, 200点
K 5 4 4	心腫瘍摘出術、心腔内粘液腫摘出術	20, 200711
11 0 1 1	1 単独のもの	40,400点
	2 冠動脈血行再建術(1吻合)を伴うもの	60, 100点
	3 冠動脈血行再建術(2吻合以上)を伴うもの	82,000点
K 5 4 5	開胸心臓マッサージ	8,950点
K 5 4 6	経皮的冠動脈形成術	22,000点
110-10	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	22, 000m
K 5 4 7	経皮的冠動脈粥腫切除術	22,000点
17 0 4 1	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	22, 000m
K 5 4 8	経皮的冠動脈形成術(高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの))
17 0 4 0		,, 23,000点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	20, 000 m
K 5 4 9	経皮的冠動脈ステント留置術	22,000点
11 0 4 9		22,000点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 5 0 冠動脈内血栓溶解療法	10,300点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	10,500m
K550-2 経皮的冠動脈血栓吸引術	15,000点
K551 冠動脈形成術(血栓内膜摘除)	10, 000///
1 1 箇所のもの	49,700点
2 2 箇所以上のもの	53, 900点
K552 冠動脈、大動脈バイパス移植術	00, 000///
1 1 % 合のもの	51, 100点
2 2 吻合以上のもの	78,000点
注 冠動脈形成術(血栓内膜摘除)を併せて行った場合は、10,000点を加算	
K552-2 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの)	, 30
1 1 吻合のもの	58,800点
2 2 吻合以上のもの	89,700点
注 冠動脈形成術(血栓内膜摘除)を併せて行った場合は、10,000点を加算	
K553 心室瘤切除術(梗塞切除を含む。)	, - 0
1 単独のもの	39,700点
2 冠動脈血行再建術(1吻合)を伴うもの	58,400点
3 冠動脈血行再建術 (2 吻合以上) を伴うもの	81,000点
K553-2 左室形成術、心室中隔穿孔閉鎖術、左室自由壁破裂修復術	
1 単独のもの	50,800点
2 冠動脈血行再建術 (1 吻合) を伴うもの	70,200点
3 冠動脈血行再建術 (2 吻合以上) を伴うもの	87,800点
K554 弁形成術	
1 1弁のもの	57,500点
2 2弁のもの	72,500点
3 3弁のもの	85,000点
K555 弁置換術	
1 1弁のもの	57,000点
2 2弁のもの	80,500点
3 3弁のもの	93,500点
K556 大動脈弁狭窄直視下切開術	42,600点
K556-2 経皮的大動脈弁拡張術	22,800点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K557 大動脈弁上狭窄手術	49,000点
K557-2 大動脈弁下狭窄切除術(線維性、筋肥厚性を含む。)	50,300点
K557-3 弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術	57,500点
K557-4 ダムス・ケー・スタンセル (DKS) 吻合を伴う大動脈狭窄症手術	72,800点
K558 ロス手術(自己肺動脈弁組織による大動脈基部置換術)	103,000点
K 5 5 9 閉鎖式僧帽弁交連切開術	22,900点
K559-2 経皮的僧帽弁拡張術	22,800点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K560 大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む。)	
1 上行大動脈(大動脈弁置換(形成)及び冠動脈再建を伴うもの)	93,000点
2 上行大動脈(その他のもの)	84, 300点
3 弓部大動脈	109,000点
4 上行大動脈(大動脈弁置換(形成)及び冠動脈再建を伴うもの)及び弓	
時手術	143,000点

75,300点

5 下行大動脈

	6 胸腹部大動脈	111,000点
	7 腹部大動脈(分枝血管の再建を伴うもの)	54, 300点
	8 腹部大動脈 (その他のもの)	52,000点
K 5 6 1	ステントグラフト内挿術	5 - , 5557M
	1 胸部大動脈	39,600点
	2 腹部大動脈	31,600点
	3 腸骨動脈	24,800点
K 5 6 2	動脈管開存症手術	
	1 経皮的動脈管開存閉鎖術	12,700点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
	2 動脈管開存閉鎖術(直視下)	22,000点
K 5 6 3	肺動脈絞扼術	27,700点
K 5 6 4	血管輪又は重複大動脈弓離断手術	22,600点
K 5 6 5	巨大側副血管手術(肺内肺動脈統合術)	31,800点
K 5 6 6	体動脈肺動脈短絡手術(ブラロック手術、ウォーターストン手術)	28,500点
K 5 6 7	大動脈縮窄(離断)症手術	
	1 単独のもの	41, 100点
	2 心室中隔欠損症手術を伴うもの	68,300点
	3 複雑心奇形手術を伴うもの	119,300点
K 5 6 8	大動脈肺動脈中隔欠損症手術	
	1 単独のもの	46,000点
	2 心内奇形手術を伴うもの	59,000点
	三尖弁手術(エプスタイン氏奇形、ウール氏病手術)	79,000点
K 5 7 0	肺動脈狭窄症、純型肺動脈弁閉鎖症手術	05 000 5
	1 肺動脈弁切開術(単独のもの)2 右室流出路形成又は肺動脈形成を伴うもの	25,000点
K 5 7 0 -	2 右室流出路形成又は肺動脈形成を伴うもの -2 経皮的肺動脈弁拡張術	45, 700点 22, 800点
K 5 7 0-		22, 800点
K 5 7 1	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。 肺静脈還流異常症手術	
17 0 7 1	1 部分肺静脈還流異常	37,000点
	2 総肺静脈還流異常	81,000点
K 5 7 2	肺静脈形成術	34, 300点
K 5 7 3	心房中隔欠損作成術	04, 000 <i>M</i>
11010	1 経皮的心房中隔欠損作成術 (ラシュキンド法)	6,900点
	2 心房中隔欠損作成術	25,800点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	,
K 5 7 4	心房中隔欠損閉鎖術	
	1 単独のもの	30,100点
	2 肺動脈弁狭窄を合併するもの	37,500点
K 5 7 4-	-2 経皮的心房中隔欠損閉鎖術	25,600点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 7 5	三心房心手術	39,000点
K 5 7 6	心室中隔欠損閉鎖術	
	1 単独のもの	38,900点
	2 肺動脈絞扼術後肺動脈形成を伴うもの	49,100点
	3 大動脈弁形成を伴うもの	56,000点
	4 右室流出路形成を伴うもの	55,500点
K 5 7 7	バルサルバ洞動脈瘤手術	
	1 単独のもの	52,000点

	2 大動脈閉鎖不全症手術を伴うもの	59,000点
K 5 7 8	右室二腔症手術	53,000点
K 5 7 9	不完全型房室中隔欠損症手術	
	1 心房中隔欠損パッチ閉鎖術(単独のもの)	36,000点
	2 心房中隔欠損パッチ閉鎖術及び弁形成術を伴うもの	53, 200点
K 5 7 9-	-2 完全型房室中隔欠損症手術	
	1 心房及び心室中隔欠損パッチ閉鎖術を伴うもの	82,500点
	2 ファロー四徴症手術を伴うもの	119,000点
K 5 8 0	ファロー四徴症手術	
	1 右室流出路形成術を伴うもの	71,000点
	2 末梢肺動脈形成術を伴うもの	80,500点
K 5 8 1	肺動脈閉鎖症手術	
	1 単独のもの	92,000点
	2 ラステリ手術を伴うもの	90, 200点
	3 巨大側副血管術を伴うもの	131,000点
K 5 8 2	両大血管右室起始症手術	
	1 単独のもの	72,000点
	2 右室流出路形成を伴うもの	101,000点
	3 心室中隔欠損閉鎖術及び大血管血流転換を伴うもの(タウミ	レッヒ・ビング奇形手術)
		120,300点
K 5 8 3	大血管転位症手術	
	1 心房内血流転換手術(マスタード・セニング手術)	82,400点
	2 大血管血流転換術 (ジャテーン手術)	100,900点
	3 心室中隔欠損閉鎖術を伴うもの	112,000点
	4 ラステリ手術を伴うもの	90, 200点
K 5 8 4	修正大血管転位症手術	
	1 心室中隔欠損パッチ閉鎖術	52,000点
	2 根治手術 (ダブルスイッチ手術)	162,500点
K 5 8 5	総動脈幹症手術	119,800点
K 5 8 6	単心室症又は三尖弁閉鎖症手術	
	1 両方向性グレン手術	70,000点
	2 フォンタン手術	78,000点
	3 心室中隔造成術	146,000点
K 5 8 7	左心低形成症候群手術(ノルウッド手術)	124,000点
K 5 8 8	冠動静脈瘻開胸的遮断術	39,000点
K 5 8 9	冠動脈起始異常症手術	66,700点
K 5 9 0	心室憩室切除術	41,000点
K 5 9 1	心臓脱手術	113,400点
K 5 9 2	肺動脈塞栓除去術	37,600点
K 5 9 3	肺静脈血栓除去術	24,700点
K 5 9 4	不整脈手術	,
	1 副伝導路切断術	71,000点
	2 心室頻拍症手術	88, 500点
	3 メイズ手術	64, 300点
K 5 9 5	経皮的カテーテル心筋焼灼術	20,900点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	_ = ,
K 5 9 5-	-2 経皮的中隔心筋焼灼術	22,800点
0 0 0	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	22, 000/110
K 5 9 6	体外ペースメーキング	3,370点
11000		o, 010/m

REO7 。	
K597 ペースメーカー移植術1 心筋電極の場合	13,800点
2 経静脈電極の場合	6,830点
K 5 9 7 — 2 ペースメーカー交換術	3, 200点
K597 2 ペースメーカー移植術	20, 500点
K 5 9 8 — 2 両心室ペースメーカー交換術	3, 200点
K 5 9 9 埋込型除細動器移植術	13, 100点
K 5 9 9 — 2 埋込型除細動器交換術	2,200点
K599-3 両室ペーシング機能付き埋込型除細動器移植術	14,000点
注 両室ペーシング機能付き埋込型除細動器の移植術を行った場合に	
K599-4 両室ペーシング機能付き埋込型除細動器交換術	3,200点
注 両室ペーシング機能付き埋込型除細動器の交換術を行った場合に	•
K600 大動脈バルーンパンピング法 (IABP法) (1日につき)	
1 初日	8,780点
2 2 日 目 以 降	3,680点
注 挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	,
K601 人工心肺 (1日につき)	
1 初日	24,500点
2 2 日目以降	3,000点
注1 初日に補助循環又は選択的冠灌流を併せて行った場合は、所定	
算する(いずれか一方のみを算定する。)。	
2 初日に選択的脳灌流を併せて行った場合は、所定点数に7,000.	点を加算する。
3 カニュレーション料は、所定点数に含まれるものとする。	
K602 経皮的心肺補助法 (1日につき)	
1 初日	11,100点
2 2 日目以降	3,120点
K603 補助人工心臓(1日につき)	
1 初日	30,000点
2 2月目以降30日まで	5,000点
3 31日目以降	4,000点
K 6 0 4 埋込型補助人工心臓	
1 初日(1日につき)	30,000点
2 2日目以降30日まで(1日につき)	5,000点
3 31日目以降90日まで(1日につき)	4,000点
4 91日目以降(1月につき)	6,000点
K605 移植用心採取術	49,300点
注 心提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K605-2 同種心移植術	104, 100点
注 心移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K605-3 移植用心肺採取術	74, 200点
注 心肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる) ₀
K605-4 同種心肺移植術	150,000点
注 心肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる) 0
(動脈)	
K606 血管露出術	530点
K 6 0 7 血管結紮術	
1 開胸又は開腹を伴うもの	8,610点
2 その他のもの	3,130点
K607-2 血管縫合術(簡単なもの)	3,130点

K 6 0 7 — 3 上腕動脈表在化法	5,000点
K608 動脈塞栓除去術	0, 000,
1 開胸又は開腹を伴うもの	16, 900点
2 その他のもの(観血的なもの)	9,470点
K608-2 外シャント血栓除去術	1, 680点
K608-3 内シャント血栓除去術	3, 130点
K609 動脈血栓内膜摘出術	0, 100///
1 大動脈に及ぶもの	21,000点
2 内頸動脈	19,500点
3 その他のもの	15, 300点
K609-2 経皮的頸動脈ステント留置術	22, 100点
注1 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	22, 100///
2 内頸動脈又は総頸動脈に対して行われた場合に限り算定する。	
K610 動脈形成術、吻合術	
1 頭蓋內動脈	36,000点
2 胸腔内動脈(大動脈を除く。)	29,600点
3 腹腔内動脈(大動脈を除く。)	29,600点
4 指(手、足)の動脈	29,000点 11,800点
5 その他の動脈	10,700点
K 6 1 0 — 2 脳新生血管造成術	36,000点
K610-2 脳刺生血質造成的 K610-3 内シャント又は外シャント設置術	30,000点 10,700点
K610-3 科グヤグト文はパンヤグト設置州 K610-4 四肢の血管吻合術	10,700点
K 6 1 0 - 4 - 四版の皿目の日内 K 6 1 0 - 5 - 血管吻合術及び神経再接合術(上腕動脈、正中神経及び尺骨神経)	10, 700,55
K 6 I 0 — 5 血自吻音州及O种程丹按音州(工施勤派、正中种程及O/八月种程)	10,700点
K 6 1 1 抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用埋込型カテーテル設置	10, 700,55
1 開腹して設置した場合	13,800点
2 四肢に設置した場合	12,500点
3 頭頸部その他に設置した場合	12, 500点
K 6 1 2 末梢動静脈瘻造設術	7,760点
K 6 1 3 腎血管性高血圧症手術(経皮的腎血管拡張術)	7, 700点 24, 700点
K613 青血自圧高血圧症子的 (程及の青血自拡張的) K614 血管移植術、バイパス移植術	24, 700点
1 大動脈	52,100点
2 胸腔内動脈	52, 100点 41, 000点
3 腹腔内動脈	41,000点 39,500点
4 頭、頸部動脈	36, 700点
	•
	23,300点
K 6 1 5 血管塞栓術(頭部、胸腔、腹腔内血管) K 6 1 6 四時の血管性語符・血栓除去符	12,700点
K616 四肢の血管拡張術・血栓除去術 注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	15,800点
	10.000占
K 6 1 6 ─ 2 頸動脈球摘出術 (整照)	10,800点
(静脈) K 6 1 7 下肢静脈瘤手術	
	10.200占
1 抜去切除術 2 硬化療法(一連として)	10,200点
	1,720点
3 高位結紮術 K617-2 大伏在静脈抜去術	3,130点
	10,200点
K 6 1 7 一 3 静脈瘤切除術(下肢以外)	1,680点
K 6 1 8 中心静脈栄養用埋込型カテーテル設置	11 000 =
1 開腹して設置した場合	11,800点

	2 四肢に設置した場合	10,500点
	3 頭頸部その他に設置した場合	10,800点
	注1 6歳未満の乳幼児の場合は、300点を加算する。	
	2 使用したカテーテル、カテーテルアクセス等の材料の費用は、	これらの点数に含ま
	れるものとする。	
K 6 1 9	静脈血栓摘出術	
	1 開腹を伴うもの	19,000点
	2 その他のもの(観血的なもの)	13,100点
K 6 1 9 –	-2 総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術	32,100点
K 6 2 0	下大静脈フィルター留置	8,000点
K 6 2 1	門脈体循環静脈吻合術(門脈圧亢進症手術)	32,000点
K 6 2 2	胸管内頸静脈吻合術	23,400点
K 6 2 3	静脈形成術、吻合術	
	1 胸腔内静脈	24,700点
	2 腹腔内静脈	24,700点
	3 指(手、足)の静脈	10,500点
	4 その他の静脈	13,500点
K 6 2 3 -	-2 脾腎静脈吻合術	20,800点
	(リンパ管、リンパ節)	
K 6 2 4	削除	
K 6 2 5	リンパ管腫摘出術	
	1 長径5センチメートル未満	6,450点
	2 長径5センチメートル以上	11,300点
K 6 2 6	リンパ節摘出術	
	1 長径3センチメートル未満	1,200点
	2 長径3センチメートル以上	2,880点
K 6 2 6 –	- 2 リンパ節膿瘍切開術	910点
K 6 2 7	リンパ節群郭清術	
	1 顎下部又は舌下部 (浅在性)	6,970点
	2 頸部(深在性)	10,800点
	3 鎖骨上窩及び下窩	7,130点
	4 腋窩	10,500点
	5 胸骨旁	10,800点
	6 鼠径部及び股部	5,670点
	7 後腹膜	24,900点
	8 骨盤	14,700点
K 6 2 8	リンパ管吻合術	20,800点
	第9款 腹部	
	(腹壁、ヘルニア)	
K 6 2 9	削除	
K 6 3 0	腹壁膿瘍切開術	1,270点
K 6 3 1	腹壁瘻手術	
	1 腹壁に限局するもの	1,820点
	2 腹腔に通ずるもの	6,450点
K 6 3 2	腹壁腫瘍摘出術	
	1 形成手術を必要としない場合	4,310点
	2 形成手術を必要とする場合	9,810点
K 6 3 3	ヘルニア手術	
	1 腹壁瘢痕ヘルニア	7, 440点

2 半月状線ヘルニア、白線ヘルニア、腹直筋離開	6 200 E
2 十月 (人称* ハー) 、 日称* ハー) 、 腹	6, 200点 4, 200点
	4, 200点 13, 900点
4 臍帯ヘルニア 5 鼠径ヘルニア	6,000点
6 大腿ヘルニア	8,740点
7 腰ヘルニア	8, 240点 8, 240点
8 骨盤部ヘルニア (閉鎖孔ヘルニア、坐骨ヘルニア、会陰ヘルニア)	o, 240点 12, 000点
9 内へルニア (別頭孔。ハーノ、生目、ハーノ、云陰、ハーノ)	12,000点 12,600点
K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側)	20,800点
(腹膜、後腹膜、腸間膜、網膜)	20, 600点
K 6 3 5 胸水・腹水濾過濃縮再静注法	2,810点
K 6 3 5 - 2 腹腔・静脈シャントバルブ設置術	6,730点
K635-3 連続携行式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術	12,000点
K636 試験開腹術	5,550点
K 6 3 7 限局性腹腔膿瘍手術	
1 横隔膜下膿瘍	8,880点
2 ダグラス窩膿瘍	5,340点
3 虫垂周囲膿瘍	5,340点
4 その他のもの	6,670点
K 6 3 8 骨盤腹膜外膿瘍切開排膿術	3,290点
K 6 3 9 急性汎発性腹膜炎手術	12,000点
K639-2 結核性腹膜炎手術	12,000点
K 6 4 0 腸間膜損傷手術	
1 縫合、修復のみのもの	8,320点
2 腸管切除を伴うもの	18,800点
K 6 4 1 大網切除術	8,490点
K 6 4 2 大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術	
1 腸切除を伴わないもの	11, 100点
2 腸切除を伴うもの	17, 100点
K 6 4 3 後腹膜悪性腫瘍手術	32,000点
K 6 4 4 臍腸管瘻手術	
1 腸管切除を伴わないもの	5,260点
2 腸管切除を伴うもの	17,400点
K 6 4 5 骨盤内臟全摘術	71,900点
(胃、十二指腸)	
K 6 4 6 胃血管結紮術 (急性胃出血手術)	10,100点
K647 胃縫合術 (大網充填術又は被覆術を含む。)	11,300点
K 6 4 7 — 2 腹腔鏡下胃、十二指腸潰瘍穿孔縫合術	18,600点
K 6 4 8 胃切開術	7,670点
K 6 4 9 胃吊上げ固定術(胃下垂症手術)、胃捻転症手術	10,900点
K650及びK651 削除	
K652 胃、十二指腸憩室切除術・ポリープ切除術 (開腹によるもの)	10,400点
K653 内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術	
1 早期悪性腫瘍粘膜切除術	4,970点
2 早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術	11,000点
3 早期悪性腫瘍ポリープ切除術	4,790点
4 その他のポリープ・粘膜切除術	4,000点
K653-2 食道・胃内異物除去摘出術 (マグネットカテーテルによるもの)	3,200点
K 6 5 3 — 3 内視鏡的食道下部及び胃内異物摘出術	3,200点

K 6 5 3 — 4 表在性早期胃癌光線力学療法	4,970点
K 6 5 4 内視鏡的消化管止血術	4,310点
K 6 5 4 — 2 胃局所切除術	10,400点
K 6 5 4 — 3 腹腔鏡下胃局所切除術	20,400点
K 6 5 5 胃切除術	
1 単純切除術	20,700点
2 悪性腫瘍手術	42,600点
注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K655-2 腹腔鏡下胃切除術	
1 単純切除術	30,000点
2 悪性腫瘍手術	51,000点
注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K655-3 十二指腸窓(內方)憩室摘出術	20,700点
K655-4 噴門側胃切除術	
1 単純切除術	30,900点
2 悪性腫瘍切除術	55, 100点
注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 6 胃縮小術	18,300点
K 6 5 7 胃全摘術	
1 単純全摘術	32,800点
2 悪性腫瘍手術	58,300点
注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K657-2 腹腔鏡下胃全摘術	
1 単純全摘術	41,900点
2 悪性腫瘍手術	69,100点
注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 8 削除	
K659 食道下部迷走神経切除術(幹迷切)	
1 単独のもの	13,600点
2 ドレナージを併施するもの	19,000点
3 胃切除術を併施するもの	24,900点
K 6 6 0 食道下部迷走神経選択的切除術	
1 単独のもの	15,000点
2 ドレナージを併施するもの	21,100点
3 胃切除術を併施するもの	27,500点
K660-2 腹腔鏡下食道下部迷走神経選択的切除術	25,500点
K 6 6 1 胃冠状静脈結紮及び切除術	15,800点
K662 胃腸吻合術(ブラウン吻合を含む。)	13,600点
K 6 6 3 十二指腸空腸吻合術	13,400点
K 6 6 4 胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術を含む。)	9,460点
K 6 6 5 胃瘻閉鎖術	9,050点
K666 幽門形成術(粘膜外幽門筋切開術を含む。)	10,500点
K666-2 腹腔鏡下幽門形成術	15,300点
K 6 6 7 噴門形成術	12,600点
K 6 6 7 — 2 腹腔鏡下噴門形成術	25, 100点
K 6 6 7 — 3 内視鏡下食道噴門部縫縮術	12,000点
K668 胃横断術(静脈瘤手術)	17,600点
(胆囊、胆道)	
K 6 6 9 胆管切開術	12,100点
*- H 7.6414	±=, ± = 7111

	胆囊切開結石摘出術	10,900点
K 6 7 1	胆管切開結石摘出術(チューブ挿入を含む。)	
	1 胆嚢摘出を含むもの	19,600点
	2 胆嚢摘出を含まないもの	16,700点
K 6 7 1 -	-2 腹腔鏡下胆管切開結石摘出術	
	1 胆嚢摘出を含むもの	25,600点
	2 胆嚢摘出を含まないもの	22,700点
K 6 7 2	胆嚢摘出術	15, 200点
K 6 7 2-		20,300点
K 6 7 3	胆管形成手術(胆管切除術を含む。)	27,600点
K 6 7 4	総胆管拡張症手術	28,000点
	注 乳頭形成を併せて行った場合は、所定点数に5,000点を加算する。	
K 6 7 5	胆囊悪性腫瘍手術	
	1 胆嚢に限局するもの(リンパ節郭清を含む。)	28,500点
	2 肝切除 (葉以上) を伴うもの	50,500点
	3 膵頭十二指腸切除を伴うもの	65, 300点
	4 膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うもの	112,000点
K 6 7 6	削除	
K 6 7 7	胆管悪性腫瘍手術	47, 200点
K 6 7 8	体外衝撃波胆石破砕術(一連につき)	16,300点
K 6 7 9	胆囊胃(腸)吻合術	10,500点
K 6 8 0	総胆管胃(腸)吻合術	17, 300点
K 6 8 1	胆囊外瘻造設術	9,200点
K 6 8 2	胆管外瘻造設術	
	1 開腹によるもの	12,300点
	 経皮経肝によるもの 	10,800点
	注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 8 2-	-2 経皮的胆管ドレナージ	10,800点
	注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 8 3		
K 6 8 4	先天性胆道閉鎖症手術	37,800点
K 6 8 5	内視鏡的胆道砕石術(経十二指腸的又は外瘻孔を介するもの)	9,830点
K 6 8 6	内視鏡的胆道拡張術	9, 180点
K 6 8 7		
	1 乳頭括約筋切開のみのもの	7,230点
	2 胆道砕石術を伴うもの	17, 100点
K 6 8 8	内視鏡的胆道ステント留置術	6,830点
K 6 8 9	経皮経肝胆管ステント挿入術	8, 110点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
	(肝)	
K 6 9 0	肝縫合術	17, 400点
K 6 9 1	肝膿瘍切開術	44 000 1
	1 開腹によるもの	11,000点
TZ 0 0 1	2 開胸によるもの 2 2 	12, 200点
K 6 9 1 -	-2 経皮的肝膿瘍ドレナージ	10,800点
TZ 0 0 0	注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	10 000 =
K 6 9 2	肝嚢胞切開又は縫縮術	12, 200点
K 6 9 2-	······································	21,300点
K 6 9 3	肝內結石摘出術(開腹)	20, 100点

K 6 9 4	肝嚢胞、肝膿瘍摘出術	18,800点
K 6 9 5	肝切除術	
	1 部分切除	21,500点
	2 区域切除	26, 300点
	3 葉切除	49,000点
	4 拡大葉切除	64,700点
	5 拡大葉切除に血行再建を併せて行う場合	80,700点
K 6 9 6	肝内胆管(肝管)胃(腸)吻合術	19,600点
K 6 9 7	肝内胆管外瘻造設術	
	1 開腹によるもの	13, 200点
	2 経皮経肝によるもの	10,800点
K 6 9 7-	一2 肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法(一連として)	13,600点
K 6 9 7-	一3 肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法(一連として)	15,000点
K 6 9 7-	一4 移植用部分肝採取術(生体)	48,000点
	注 肝提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 6 9 7-	一5 生体部分肝移植術	63,700点
	注1 生体部分肝を移植した場合は、生体部分肝の摘出のために要した提供	者の療養上の
	費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
	2 肝移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 6 9 7-	一6 移植用肝採取術 (死体)	56,800点
	注 肝提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 6 9 7-	一7 同種死体肝移植術	108,600点
	注 肝移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
	(膵)	
K 6 9 8	急性膵炎手術	21,600点
K 6 9 9	膵結石手術	
	1 膵切開によるもの	20,200点
	2 経十二指腸乳頭によるもの	21,500点
K 7 0 0	削除	
K 7 0 1	膵破裂縫合術	19,200点
K 7 0 2	膵体尾部腫瘍切除術	
	1 膵尾側切除術(腫瘍摘出術を含む。)の場合	21,200点
	2 リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合	30,000点
	3 周辺臓器(胃、結腸、腎、副腎等)の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	
		35,000点
	4 血行再建を伴う腫瘍切除術の場合	40,000点
K 7 0 3	膵頭部腫瘍切除術	
	1 膵頭十二指腸切除術の場合	55, 200点
	2 リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合又は十二指腸温存膵頭	切除術の場合
		66,000点
	3 周辺臓器(胃、結腸、腎、副腎等)の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	
		72,500点
	4 血行再建を伴う腫瘍切除術の場合	78,900点
K 7 0 4	膵全摘術	60,900点
K 7 0 5	膵嚢胞胃(腸)吻合術	18,800点
K 7 0 6	膵管空腸吻合術	28,000点
K 7 0 7	膵嚢胞外瘻造設術	
	1 内視鏡によるもの	10,900点
	2 開腹によるもの	12,100点

K708 膵管外瘻造設術	13,500点
K708-2 膵管誘導手術	13,500点
K709 膵瘻閉鎖術	21,000点
K709-2 移植用膵採取術 (死体)	46,800点
注 膵提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K709-3 同種死体膵移植術	88,600点
注 膵移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K709-4 移植用膵腎採取術 (死体)	70,000点
注 膵腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K709-5 同種死体膵腎移植術	108,600点
注 膵腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
(脾)	
K710 脾縫合術(部分切除を含む。)	11,400点
K711 脾摘出術	18,500点
K711-2 腹腔鏡下脾摘出術	28,500点
(空腸、回腸、盲腸、虫垂、結腸)	
K712 破裂腸管縫合術	8,350点
K713 腸切開術	7,420点
K714 腸管癒着症手術	10,900点
K714-2 腹腔鏡下腸管癒着剥離術	16,600点
K715 腸重積症整復術	
1 非観血的なもの	2,860点
2 観血的なもの	5,530点
K716 小腸切除術	
1 悪性腫瘍手術以外の切除術	11,700点
2 悪性腫瘍手術	28,000点
K716-2 腹腔鏡下小腸切除術	25,600点
K717 小腸腫瘍、小腸憩室摘出術(メッケル憩室炎手術を含む。)	11,800点
K718 虫垂切除術	
1 虫垂周囲膿瘍を伴わないもの	6,210点
2 虫垂周囲膿瘍を伴うもの	8,880点
K718-2 腹腔鏡下虫垂切除術	
1 虫垂周囲膿瘍を伴わないもの	8,210点
2 虫垂周囲膿瘍を伴うもの	10,880点
K719 結腸切除術	
1 小範囲切除	17,900点
2 結腸半側切除	25,700点
3 全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術	32,700点
K719-2 腹腔鏡下結腸切除術	
1 小範囲切除、結腸半側切除	35,700点
2 全切除、亜全切除	41,700点
K719-3 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術	41,700点
K719-4 ピックレル氏手術	13,700点
K720 結腸腫瘍(回盲部腫瘍摘出術を含む。)、結腸憩室摘出術、結腸ポリープ切除術	
るもの)	13,000点
K721 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術	
1 早期悪性腫瘍粘膜切除術	6,740点
2 その他のポリープ・粘膜切除術	5,360点
K721-2 内視鏡的大腸ポリープ切除術	5,360点

K721-3 内視鏡的結腸異物摘出術	5, 360点
K722 小腸結腸內視鏡的止血術	8,950点
K723 削除	
K724 腸吻合術	9,040点
K725 腸瘻、虫垂瘻造設術	6,140点
K726 人工肛門造設術	6,590点
K727 腹壁外腸管前置術	7,790点
K728 腸狭窄部切開縫合術	9,830点
K729 腸閉鎖症手術	
1 腸管切除を伴わないもの	11,600点
2 腸管切除を伴うもの	21,100点
K730 小腸瘻閉鎖術	
1 腸管切除を伴わないもの	10,500点
2 腸管切除を伴うもの	16,700点
K731 結腸瘻閉鎖術	
1 腸管切除を伴わないもの	10,800点
2 腸管切除を伴うもの	17,700点
K732 人工肛門閉鎖術	
1 腸管切除を伴わないもの	10,300点
2 腸管切除を伴うもの	17,500点
K733 盲腸縫縮術	4,400点
K734 腸回転異常症手術	12,900点
K735 先天性巨大結腸症手術	32,700点
K735-2 小腸・結腸狭窄部拡張術 (内視鏡によるもの)	6,560点
K735-3 腹腔鏡下先天性巨大結腸症手術	42,300点
K736 人工肛門形成術	
1 開腹を伴うもの	8,400点
2 その他のもの	3,670点
(直腸)	
K737 直腸周囲膿瘍切開術	2,690点
K738 直腸異物除去術	
1 経肛門(内視鏡によるもの)	3,960点
2 開腹によるもの	10,400点
K739 直腸腫瘍摘出術(ポリープ摘出を含む。)	
1 経肛門	4,010点
2 経括約筋	8,250点
3 経腹及び経肛	12,000点
K 7 4 0 直腸切除・切断術	
1 切除術	27,000点
2 低位前方切除術	44,200点
3 超低位前方切除術(経肛門的結腸嚢肛門吻合によるもの)	50, 100点
4 切断術	50, 100点
K740-2 腹腔鏡下直腸切除・切断術	
1 切除術	42,100点
2 低位前方切除術	53,400点
3 切断術	60,000点
K740-3 削除	
K741 直腸狭窄形成手術	18,900点
K742 直腸脱手術	

1 経会陰によるもの	7,370点
2 直腸挙上固定を行うもの	9, 260点
3 骨盤底形成を行うもの	12, 100点
4 腹会陰からのもの(腸切除を含む。)	23,900点
(肛門、その周辺)	23, 900 M
K743 痔核手術(脱肛を含む。)	
1 硬化療法	1,380点
2 硬化療法(四段階注射法によるもの)	2,800点
3 結紮術、焼灼術、血栓摘出術	1,390点
4 根治手術	1, 390点 5, 360点
5 PPH	5,300点 6,390点
K743-2 肛門括約筋切開術	1, 380点
K743-2 肛門指物肋切開物 K743-3 脱肛根本手術	1, 360点 5, 360点
	5,360点
K743-5 モルガニー氏洞及び肛門管切開術	3,750点
K743-6 肛門部皮膚剥離切除術	3,750点
K744 裂肛又は肛門潰瘍根治手術	3,110点
K745 肛門周囲膿瘍切開術	2,050点
K746 痔瘻根治手術	2 750 5
1 単純なもの	3,750点
2 複雑なもの	7,400点
K746-2 高位直腸瘻手術	7,400点
K747 肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術	1,040点
K748 肛門悪性腫瘍手術	00 100 =
	20,100点
2 直腸切断を伴うもの (親かかかもの)	42,300点
K749 肛門拡張術 (観血的なもの)	1,630点
K750 肛門括約筋形成手術	2 000 =
1 瘢痕切除又は縫縮によるもの	3,990点
2 組織置換によるもの	14,000点
K751 鎖肛手術	0.100 =
1 肛門膜状閉鎖切開	2,100点
2 会陰式	12,800点
3 仙骨会陰式	21,800点
4 腹会陰、腹仙骨式	39,800点
K751—2 仙尾部奇形腫手術	24,700点
K751-3 腹腔鏡下鎖肛手術(腹会陰、腹仙骨式)	46,600点
K752 肛門形成手術	5 500 H
1 肛門狭窄形成手術	5,580点
2 直腸粘膜脱形成手術	6,600点
K753 毛巣嚢、毛巣瘻、毛巣洞手術	3,680点
第10款 尿路系・副腎	
(副腎)	10 000 H
K 7 5 4 副腎摘出術(副腎部分切除術を含む。)	16,800点
K754-2 腹腔鏡下副腎摘出術	31,000点
K 7 5 4 ─ 3 腹腔鏡下小切開副腎摘出術	36,000点
K755 副腎腫瘍摘出術	01 000 =
1 皮質腫瘍	21, 200点
2 髄質腫瘍(褐色細胞腫)	25, 400点

K756 副腎悪性腫瘍手術	35,800点
(腎、腎盂) K757 腎破裂縫合術	22 200 占
K 7 5 7	23,300点
	23, 800点 3, 480点
	•
K 7 5 9 腎切半術	28,600点
K760 癒合腎離断術	27,900点
K761 腎被膜剥離術 (除神経術を含む。)	8,820点
K 7 6 2 腎固定術	8,260点
K 7 6 3 腎切石術	16,300点
K 7 6 4 経皮的尿路結石除去術(経皮的腎瘻造設術を含む。)	18,800点
K 7 6 5 経皮的腎盂腫瘍切除術(経皮的腎瘻造設術を含む。)	19,100点
K766 経皮的尿管拡張術(経皮的腎瘻造設術を含む。)	13,000点
K 7 6 7 腎盂切石術	16,100点
K768 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術(一連につき)	19,300点
K 7 6 9 腎部分切除術	19,300点
K769-2 腹腔鏡下腎部分切除術	28,000点
K769-3 腹腔鏡下小切開腎部分切除術	33,000点
K770 腎嚢胞切除縮小術	10,500点
K770-2 腹腔鏡下腎嚢胞切除縮小術	18,800点
K 7 7 1 経皮的腎嚢胞穿刺術	1,490点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	40.000 =
K 7 7 2 腎摘出術	16,300点
K772-2 腹腔鏡下腎摘出術	32,100点
K772-3 腹腔鏡下小切開腎摘出術	37, 100点
K773 腎(尿管)悪性腫瘍手術	32,900点
K773-2 腹腔鏡下腎(尿管)悪性腫瘍手術	42,300点
K773-3 腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術	47, 300点
K774 削除	
K775 経皮的腎(腎盂)瘻造設術	12,600点
K776 腎(腎盂)皮膚瘻閉鎖術	15,000点
K 7 7 7 腎(腎盂)腸瘻閉鎖術	16,900点
K778 腎盂形成手術	19,600点
K778-2 腹腔鏡下腎盂形成手術	29,500点
K779 移植用腎採取術(生体)	22,800点
注 腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K779-2 移植用腎採取術(死体)	30,000点
注 腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K779-3 腹腔鏡下移植用腎採取術(生体)	38,600点
注 腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 7 8 0 同種死体腎移植術	74,800点
注1 臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する脳死	
ら採取された腎を除く死体腎を移植した場合は、移植腎の提供のため	に要する費用と
して、40,000点を加算する。	
2 腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K780-2 生体腎移植術	40,000点
注1 生体腎を移植した場合は、生体腎の摘出のために要した提供者の療	養上の費用とし

て、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。 2 腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 (尿管)

(尿管)	
K781 経尿道的尿路結石除去術(超音波下に行った場合も含む。)	14,800点
K781-2 ピンハンマー式尿路結石破砕術	7,000点
K782 尿管切石術	
1 上部及び中部	8, 180点
2 膀胱近接部	12,000点
K783 経尿道的尿管狭窄拡張術	16, 100点
K783-2 経尿道的尿管ステント留置術	2,270点
K783-3 経尿道的尿管ステント抜去術	1,000点
K784 残存尿管摘出術	12,400点
K784-2 尿管剥離術	12,400点
K785 経尿道的腎盂尿管腫瘍摘出術	18,000点
K786 尿管膀胱吻合術	14,900点
K787 尿管尿管吻合術	16, 100点
K788 尿管腸吻合術	10,100点
K789 尿管腸膀胱吻合術	23,900点
K790 尿管皮膚瘻造設術	9,930点
K791 尿管皮膚瘻閉鎖術	15,300点
K792 尿管腸瘻閉鎖術	21,800点
K793 尿管腟瘻閉鎖術	16,700点
K794 尿管口形成手術	14,300点
(膀胱)	
K795 膀胱破裂閉鎖術	9,750点
K796 膀胱周囲膿瘍切開術	3,300点
K797 膀胱内凝血除去術	2,980点
K798 膀胱結石、異物摘出術	
1 経尿道的手術	7,990点
2 膀胱高位切開術	3,150点
K798-2 経尿道的尿管凝血除去術 (バスケットワイヤーカテーテル使用)	7,990点
K799 膀胱壁切除術	7,120点
K800 膀胱憩室切除術	9,060点
K800-2 経尿道的電気凝固術	9,060点
K801 膀胱単純摘除術	
1 腸管利用の尿路変更を行うもの	35,800点
2 その他のもの	26,500点
K802 膀胱腫瘍摘出術	9,460点
K802-2 膀胱脱手術	9,980点
K802-3 膀胱後腫瘍摘出術	
1 腸管切除を伴わないもの	11,100点
2 腸管切除を伴うもの	17, 100点
K803 膀胱悪性腫瘍手術	
1 切除	20,700点
2 全摘(腸管等を利用して尿路変更を行わないもの)	34, 300点
3 全摘(尿管S状結腸吻合を利用して尿路変更を行うもの)	54, 300点
4 全摘(回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの)	65,600点
5 全摘(代用膀胱を利用して尿路変更を行うもの)	69,000点
6 経尿道的手術	10,400点
K804 尿膜管摘出術	9, 350点
K805 膀胱瘻造設術	3,530点

K806 膀胱皮膚瘻閉鎖術	6,050点
K807 膀胱腟瘻閉鎖術	14,900点
K808 膀胱腸瘻閉鎖術	14,900点
K809 膀胱子宮瘻閉鎖術	20,000点
K809-2 膀胱尿管逆流手術	16,400点
K810 ボアリー氏手術	20,800点
K811 腸管利用膀胱拡大術	24,800点
K812 回腸(結腸) 導管造設術	25,500点
(尿道)	
K813 尿道周囲膿瘍切開術	1,160点
K814 外尿道口切開術	1,010点
K815 尿道結石、異物摘出術	
1 前部尿道	2,180点
2 後部尿道	5,250点
K816 外尿道腫瘍切除術	2,180点
K817 尿道悪性腫瘍摘出術	
1 摘出	16,300点
2 内視鏡による場合	11,900点
3 尿路変更を行う場合	45,900点
K818 尿道形成手術	
1 前部尿道	13, 100点
2 後部尿道	21,400点
K819 尿道下裂形成手術	20,000点
K819-2 陰茎形成術	20,000点
K820 尿道上裂形成手術	20,000点
K821 尿道狭窄内視鏡手術	13,300点
K821-2 尿道狭窄拡張術 (尿道バルーンカテーテル)	14,200点
K821-3 尿道ステント前立腺部尿道拡張術	12,300点
K822 女子尿道脱手術	6,370点
K823 尿失禁手術	
1 恥骨固定式膀胱頸部吊上術を行うもの	21,800点
2 その他のもの	17,300点
K823-2 尿失禁又は膀胱尿管逆流現象コラーゲン注入手術	
	13,800点
注 コラーゲン注入手術に伴って使用したコラーゲンの費用は、所定点	気数に含まれるもの
とする。	
第11款 男子性器	
(陰茎)	
K824 陰茎尖圭コンジローム切除術	1,130点
K825 陰茎全摘術	9,840点
K826 陰茎切断術	4,500点
K826-2 陰茎折症手術	6,580点
K826-3 陰茎様陰核形成手術	4,500点
K827 陰茎悪性腫瘍手術	
1 陰茎切除	14,300点
2 陰茎全摘	21,600点
K828 包茎手術	
1 背面切開術	740点
2 環状切除術	2,040点

K828-2 陰茎持続勃起症手術	
1 亀頭―陰茎海綿体瘻作成術(ウィンター法)によるもの	3, 120点
2 その他のシャント術によるもの	10,400点
(陰嚢、精巣、精巣上体、精管、精索)	
K829 精管切断、切除術(両側)	2,550点
K830 精巣摘出術	2,770点
K830-2 精巣外傷手術	
1 陰囊内血腫除去術	3,200点
2 精巣白膜縫合術	3,400点
K831 停留精巣摘出術	4,830点
K831-2 腹腔鏡下腹腔内停留精巣摘出術	13,830点
K832 精巣上体摘出術	4,200点
K833 精巣悪性腫瘍手術	9,260点
K834 精索静脈瘤手術	2,480点
K834-2 腹腔鏡下內精巣静脈結紮術	11,000点
K835 陰囊水腫手術	
1 交通性陰嚢水腫手術	3,620点
2 その他	2,290点
K836 停留精巣固定術	8,260点
K836-2 腹腔鏡下腹腔内停留精巣陰囊内固定術	18,800点
K837 精管形成手術	6,690点
K838 精索捻転手術	
1 対側の精巣固定術を伴うもの	7,650点
2 その他のもの	6,330点
(精囊、前立腺)	
K839 前立腺膿瘍切開術	2,770点
K840 前立腺被膜下摘出術	13, 100点
K841 経尿道的前立腺手術	18,500点
K841-2 経尿道的レーザー前立腺切除術	19,000点
K841-3 経尿道的前立腺高温度治療(一連につき)	5,000点
K841-4 焦点式高エネルギー超音波療法(一連につき)	5,000点
K 8 4 2 削除	
K 8 4 3 前立腺悪性腫瘍手術	31,600点
K 8 4 3 ─ 2 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	45,300点
K 8 4 3 ─ 3 腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術	50,300点
第12款 女子性器	
(外陰、会陰)	700 F
K844 バルトリン腺膿瘍切開術 K845 加大時間関係	790点
K845 処女膜切開術	790点
K846 処女膜切除術 K847 輪状処女膜切除術	980点
VIII V 10 - 2 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 -	2,230点
K848 バルトリン腺嚢胞腫瘍摘出術(造袋術を含む。) K849 女子外性器腫瘍摘出術	2, 760点 2, 340点
K849 女子外性器腫瘍摘口術 K850 女子外性器悪性腫瘍手術	2, 340点
1 切除	18,800点
2 皮膚移植(筋皮弁使用)を行った場合	18, 800点 27, 700点
	14, 100点
K851 会陰形成手術	14, 100/17
1 筋層に及ばないもの	2,330点
AMAINTAIN OF UT	2, 000///

2 筋層に及ぶもの	4,430点
K 8 5 1 — 2 外陰・腟血腫除去術	4, 430 点 1, 600 点
K 8 5 1 — 3	1, 000///
1 筋層に及ばないもの	2,330点
2 筋層に及ぶもの	2, 330 点 4, 430 点
(腟)	1, 100///
K852	
1 前又は後壁裂創	2,760点
2 前後壁裂創	4, 160点
3 腟円蓋に及ぶ裂創	6,370点
4 直腸裂傷を伴うもの	18,900点
K 8 5 3	10,000,
1 中央腟閉鎖術(子宮全脱)	6,370点
2 その他	2,580点
K854	2,230点
K854-2 後腟円蓋切開(子宮外妊娠)	2,230点
K855 膣中隔切除術	_, , ,,,,,
1 不全隔のもの	1,260点
2 全中隔のもの	2,540点
K856	2,540点
K 8 5 6 — 2	2,540点
K856-3	1,040点
K856-4	1,040点
K857	22, 300点
K858	18, 900点
K859 造腟術、腟閉鎖症術	,,
1 拡張器利用によるもの	2,130点
2 遊離植皮によるもの	11, 300点
3 腟断端挙上によるもの	18,400点
4 腸管形成によるもの	24, 200点
5 筋皮弁移植によるもの	31,500点
K860	5,650点
K860-2	19,500点
(子宮)	
K861 子宮内膜掻爬術	1, 180点
K862 クレニッヒ手術	7,710点
K863 腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術	19, 100点
K863-2 子宮鏡下子宮中隔切除術、子宮内腔癒着切除術(癒着剥離術を含む。)	
	11,000点
K864 子宮位置矯正術	
1 アレキサンダー手術	4,040点
2 開腹による位置矯正術	5,800点
3 癒着剥離矯正術	8,320点
K865 子宮脱手術	
1 腟壁形成手術及び子宮位置矯正術	10,000点
2 ハルバン・シャウタ手術	10,000点
3 マンチェスター手術	10,800点
4 腟壁形成手術及び子宮全摘術(腟式、腹式)	19,200点
K866 子宮頸管ポリープ切除術	990点

12.0.0.0.0.7.	000 =
K866—2 子宮腟部冷凍凝固術	990点
K867 子宮頸部(腟部)切除術	3,330点
K 8 6 7 ─ 2 子宮腟部糜爛等子宮腟部乱切除術 K 8 6 7 ─ 2 子宮腟部糜爛等子宮腟部乱切除術	470点
K867─3 子宮頸部摘出術(腟部切断術を含む。)	3,330点
K867-4 子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌レーザー照射治療	3, 330点
K868からK870まで 削除	0 000 =
K871 子宮息肉様筋腫摘出術(腟式)	3, 980点
K872 子宮筋腫摘出(核出)術	14 500 5
1 腹式	14,500点
2	8,450点
K872-2 腹腔鏡下子宮筋腫摘出(核出)術	25, 300点
K872-3 子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術	4,730点
K872-4 痕跡副角子宮手術	
	14,500点
2	8,450点
K872-5 子宮頸部初期癌又は異形成光線力学療法	8,450点
K873 子宮鏡下子宮筋腫摘出術	12,500点
K874及びK875 削除	
K876 子宮腟上部切断術	7,310点
K877 子宮全摘術	17,600点
K877-2 腹腔鏡下腟式子宮全摘術	38,500点
K878 広靱帯内腫瘍摘出術	8,450点
K878-2 腹腔鏡下広靱帯内腫瘍摘出術	19, 100点
K879 子宮悪性腫瘍手術	39,000点
K880 削除	
K881 腹壁子宮瘻手術	12,500点
K882 重複子宮、双角子宮手術	13,600点
K883 子宮頸管形成手術	3,590点
K883-2 子宮頸管閉鎖症手術	
1 非観血的	180点
2 観血的	3,590点
K884 奇形子宮形成手術 (ストラスマン手術)	12,500点
(子宮附属器)	
K885	1,350点
K886 子宮附属器癒着剥離術(両側)	·
1 開腹によるもの	8,910点
2 腹腔鏡によるもの	17, 900点
K887 卵巣部分切除術(腟式を含む。)	,
1 開腹によるもの	4, 350点
2 腹腔鏡によるもの	12, 200点
K887-2 卵管結紮術(腟式を含む。) (両側)	12, 200711
1 開腹によるもの	4, 350点
2 腹腔鏡によるもの	12, 200点
K887-3 卵管口切開術	12, 200/17
1 開腹によるもの	4, 350点
1	4, 350点 12, 200点
2 腹腔蜆によるもの K 8 8 7 — 4 腹腔鏡下多嚢胞性卵巣焼灼術	
	12, 200点
K888 子宮附属器腫瘍摘出術(両側)	0 000 =
1 開腹によるもの	9, 300点

2 腹腔鏡によるもの	19,600点
K888-2 卵管全摘除術、卵管腫瘤全摘除術、子宮卵管留血腫手術(両側)	10, 000///
1 開腹によるもの	9,300点
2 腹腔鏡によるもの	18,600点
K889 子宮附属器悪性腫瘍手術(両側)	33,000点
K890 卵管形成手術(卵管・卵巣移植、卵管架橋等)	16,200点
K890-2 卵管鏡下卵管形成術	23,800点
(産科手術)	
K891 分娩時頸部切開術(縫合を含む。)	2,440点
K892 骨盤位娩出術	3,800点
K893 吸引娩出術	2,080点
K894 鉗子娩出術	
1 低位(出口)鉗子	2,080点
2 中位鉗子	3,660点
K895 会陰(陰門)切開及び縫合術(分娩時)	1,530点
K896 会陰(腟壁)裂創縫合術(分娩時)	
1 筋層に及ぶもの	1,650点
2 肛門に及ぶもの	2,970点
3 腟円蓋に及ぶもの	3,320点
4 直腸裂創を伴うもの (1) 4 (1) 4 (1) 4 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	6,310点
K897 頸管裂創縫合術(分娩時)	3,770点
K898 帝王切開術 1	17 000 =
1 緊急帝王切開2 選択帝王切開	17,800点
K 8 9 9 胎児縮小術 (娩出術を含む。)	15, 000点 3, 220点
K 9 0 0 臍帯還納術	3, 220点 1, 240点
K 9 0 0 ─ 2 脱垂肢整復術	1, 240点
K901 子宮双手圧迫術(大動脈圧迫術を含む。)	1,890点
K902 胎盤用手剥離術	2,350点
K903 子宮破裂手術	2, 000///
1 子宮全摘除を行うもの	21,300点
2 子宮腟上部切断を行うもの	15,800点
3 その他のもの	8, 580点
K904 妊娠子宮摘出術 (ポロー手術)	21, 300点
K905 子宮内反症整復手術(腟式、腹式)	
1 非観血的	340点
2 観血的	8,180点
K906 子宮頸管縫縮術	
1 マクドナルド法	1,740点
2 シロッカー法又はラッシュ法	3,090点
3 縫縮解除術 (チューブ抜去術)	1,500点
K907 胎児外回転術	670点
K908 胎児内(双合)回転術	1,190点
K909 流産手術	
1 妊娠11週までの場合	1,910点
2 妊娠11週を超え妊娠21週までの場合	3,710点
K909-2 子宮内容除去術 (不全流産)	1,910点
K 9 1 0 削除	
K911 胞状奇胎除去術	4, 280点

K912 子宮外妊娠手術 1 開腹によるもの 9,420点 2 腹腔鏡によるもの 18,600点 K913 新生児仮死蘇生術 1 仮死第1度のもの 840点 2 仮死第2度のもの 2,220点 第13款 臟器提供管理料 K914 脳死臟器提供管理料 14,200点 注 臓器提供者の脳死後に、臓器提供者の身体に対して行われる処置の費用は、所定点数 に含まれる。 K915 生体臟器提供管理料 5,000点 第2節 輸血料 区分 K920 輸血 1 自家採血輸血(200mLごとに) イ 1回目 750点 口 2回目以降 650点 2 保存血液輸血(200mLごとに) イ 1回目 450点 口 2回目以降 350点 3 自己血貯血 イ 6歳以上の患者の場合(200mLごとに) (1) 液状保存の場合 200点 (2) 凍結保存の場合 400点 ロ 6歳未満の患者の場合(体重1kgにつき4mLごとに) (1) 液状保存の場合 200点 (2) 凍結保存の場合 400点 4 自己血輸血 イ 6歳以上の患者の場合(200mLごとに) (1) 液状保存の場合 750点 (2) 凍結保存の場合 1,500点 ロ 6歳未満の患者の場合(体重1kgにつき4mLごとに) (1) 液状保存の場合 750点 (2) 凍結保存の場合 1,500点 5 交換輸血(1回につき) 5,250点 注1 輸血に伴って、患者に対して輸血の必要性、危険性等について文書による説明を行 った場合に算定する。

- 2 自家採血、保存血又は自己血の輸血量には、抗凝固液の量は含まれないものとする
- 3 骨髄内輸血又は血管露出術を行った場合は、所定点数に区分番号D404に掲げる 骨髄穿刺又は区分番号K606に掲げる血管露出術の所定点数をそれぞれ加算する。
- 4 輸血に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第4節に掲げる所定点数を加算する。
- 5 輸血に伴って行った患者の血液型検査 (ABO式及びRh式) の費用として所定点 数に48点を加算する。
- 6 不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず1月につき所定点数に200点を 加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合にあっては、1週間に1回を限度として、 所定点数に200点を加算する。

- 7 HLA型適合血小板輸血に伴って行ったHLA型クラス I (A、B、C) 又はクラス II (DR、DQ、DP) の費用として、検査回数にかかわらず一連につきそれぞれの所定点数に1,000点又は1,400点を加算する。
- 8 輸血に伴って、血液交叉試験又は間接クームス検査を行った場合は、1回につき3 0点又は34点をそれぞれ加算する。
- 9 6歳未満の乳幼児の場合は、所定点数に26点を加算する。
- 10 輸血に伴って行った供血者の諸検査、輸血用回路及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。
- 11 輸血に伴って、血液を保存する費用は、所定点数に含まれるものとする。

K920-2 輸血管理料

1 輸血管理料 I 200点

2 輸血管理料Ⅱ

70点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、輸血を行った場合に、月1回を限度として、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

K921 移植骨髄穿刺(一連につき)

16,600点

注 骨髄提供者に係る骨髄採取、組織適合性試験及び骨髄造血幹細胞測定の費用並びに骨 髄提供前後における健康管理等に係る費用は、所定点数に含まれる。

K922 骨髓移植

1 同種移植 57, 200点

2 自家末梢血幹細胞移植

30,000点

3 同種末梢血幹細胞移植

55,000点

4 自家造血幹細胞移植

25,000点

- 注1 骨髄移植において同種移植を行った場合は、骨髄採取のために要した提供者の療養 上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。
 - 2 骨髄移植に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第4節に掲げる所 定点数を加算する。
 - 3 6歳未満の乳幼児の場合は、所定点数に26点を加算する。
 - 4 骨髄移植に当たって使用した輸血用バッグ及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。
 - 5 骨髄移植者に係る骨髄採取、組織適合性試験及び骨髄造血幹細胞測定の費用は所定 点数に含まれるものとする。
 - 6 同種末梢血幹細胞移植に用いられた末梢血幹細胞に係る組織適合性試験の費用は、 所定点数に含まれる。

K922-2 臍帯血移植

44,300点

- 注1 臍帯血移植に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第4節に掲げる 所定点数を加算する。
 - 2 6歳未満の乳幼児の場合は、26点を加算する。
 - 3 臍帯血移植に当たって使用した輸血用バッグ及び輸血用針は、所定点数に含まれる ものとする。
 - 4 臍帯血移植者に係る骨髄採取、組織適合性試験及び骨髄造血幹細胞測定の費用は所 定点数に含まれるものとする。
 - 5 移植に用いられた臍帯血に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。

K923 術中術後自己血回収術(自己血回収器具によるもの)

4,500点

- 注1 併施される手術の所定点数とは別に算定する。
 - 2 使用した術中術後自己血回収セットの費用は、所定点数に含まれるものとする。

第3節 手術医療機器等加算

区分

K930 脊髓誘発電位測定加算

3,130点

K931 超音波凝固切開装置等加算

3,000点

注 胸腔鏡下又は腹腔鏡下による手術に当たって、超音波凝固切開装置等を使用した場合 に算定する。

K932 創外固定器加算

10,000点

注 区分番号K046及びK058に掲げる手術に当たって、創外固定器を使用した場合 に算定する。

K933 イオントフォレーゼ加算

45点

注 区分番号K300及びK309に掲げる手術に当たって、イオントフォレーゼを使用 した場合に算定する。

K934 副鼻腔手術用内視鏡加算

1,000点

注 区分番号K349からK365までに掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合 に算定する。

K935 止血用加熱凝固切開装置加算

700点

注 区分番号K476に掲げる手術に当たって、止血用加熱凝固切開装置を使用した場合 に算定する。

K936 自動縫合器加算

2,500点

注 区分番号K511、K513、K514、K514—2、K517、K529、K5 31からK532—2まで、K655、K655—2、K655—4、K657、K6 57—2、K702、K703、K711—2、K716、K719、K719—2、 K719—3、K735、K735—3、K739からK740—2まで、K803及 びK817の3に掲げる手術に当たって、自動縫合器を使用した場合に算定する。

K936-2 自動吻合器加算

5,500点

注 区分番号K529、K531からK532-2まで、K655、K655-2、K657、K657-2、K702、K703、K719-2の2、K739からK740-2まで、K803及びK817の3に掲げる手術に当たって、自動吻合器を使用した場合に算定する。

K936-3 微小血管自動縫合器加算

2,500点

注 区分番号K017及びK020に掲げる手術に当たって、微小血管自動縫合器を使用 した場合に算定する。

K937 心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器加算

30,000点

注 区分番号K552-2に掲げる手術に当たって、心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移 植術用機器を使用した場合に算定する。

K938 体外衝擊波消耗性電極加算

3,000点

注 区分番号K678及びK768に掲げる手術に当たって、消耗性電極を使用した場合 に算定する。

K939 画像等手術支援加算

1 ナビゲーションによるもの

2,000点

注 区分番号K131、K131-2、K134-2、K142、K142-3、K151-2、K158、K161、K167、K169からK172まで、K174の1、K191からK193まで、K235、K236、K313、K314、K342、K343、K349からK365までに掲げる手術に当たって、ナビゲーションによる支援を行った場合に算定する。

2 実物大臓器立体モデルによるもの

2.000点

注 区分番号K132、K136、K142-2、K151-2、K162、K180 、K228、K236、K237、K313、K314の2、K406の2、K42 7-2、K434、K436からK444までに掲げる手術に当たって、実物大臓器 立体モデルによる支援を行った場合に算定する。

第4節 薬剤料

区分

- K940 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数に つき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。
 - 注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。
 - 2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。
 - 第5節 特定保険医療材料料

区分

K950 特定保険医療材料

材料価格を10円で除して得た点数

注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。